

インドネシア

インドネシア共和国

面 積 192万km²

人 口 1億7522万人（1988年政府予測値）

首 都 ジャカルタ

言 語 インドネシア語

宗 教 イスラム教、ヒンドゥー教、仏教、キリスト教

政 体 共和制

元 首 スハルト大統領

通 貨 ルピア（1988年平均1米ドル=1685.7ルピア）

会計年度 4月～3月



1. アチェ特別州

2. 北スマトラ州

3. 西スマトラ州

4. リアウ州

5. ジャンビ州

6. 南スマトラ州

7. ベンクル州

8. ランボン州

9. ジャカルタ首都特別州

10. 西ジャワ州

11. 中ジャワ州

12. ジョクジャカルタ特別州

13. 東ジャワ州

14. バリ州

15. 西ヌサトゥンガラ州

16. 東ヌサトゥンガラ州

17. 東チモール州

18. 西カリマンタン州

19. 中カリマンタン州

20. 南カリマンタン州

21. 東カリマンタン州

22. 北スラウェシ州

23. 中スラウェシ州

24. 南スラウェシ州

25. 東南スラウェシ州

26. マルク州

27. イリアン・ジャヤ州

1988年のインドネシア

定着した規制緩和路線

松井和久・佐藤百合

1987年総選挙に始まる一連の重要な政治日程は、88年をもって無事一応の終了をみた。3月には国権の最高機関である国民協議会（MPR）が5年ぶりに開催され、正副大統領の選出、向こう5年間の国策大綱（GBHN）の決定、などが行なわれ、引き続き第5次開発内閣が組閣された。また、10月には政府与党ゴルカルの第3回全国大会が5年ぶりに開かれた。この過程において、すでに軍が「スハルト後」を見据えた体制作りおよび安定的な政権交代の基盤整備に着手し始めたことが窺え、注目される。

一方、経済面では構造調整策が引き続き実施されている。10~12月にかけて立て続けに発表された金融・貿易・流通などに関する政策パッケージは、近年にない思い切った内容のものであった。これらの措置は、1987年をさらに上回る非石油ガス輸出の好調や史上最高の外国投資許可額の達成などとともに、89/90年度から始まる第5次5カ年計画（内容は89年1月に発表）開始前の準備として、十分に評価できるものである。

国内政治

●スダルモノをめぐる政治展開 1988年の政治は、基本的には、副大統領に就任したスダルモノと彼に反発する軍（実戦経験のある旧世代の退役軍人らを含む）との対抗関係のなかで動いた。

スダルモノはこれまで国家官房長官とゴルカル総裁という要職を兼任してきた。国家官房長官としては国家書記局（Sekneg）を統轄、他方ゴルカル総裁としてはゴルカルの組織改革を行なってきた。この間、国家書記局は、1980年大統領布告第10号によるさまざまな許認可権の掌握などを通じてその権限を大幅に拡大した。一方ゴルカルは、83年の彼の総裁就任以来、組織構成の基本を職能グル

ープ加盟から個人加盟へ変えたほか、地方組織の据野拡大、イスラム勢力の取り込みなど、政治団体としての組織強化に努めてきた。これらが87年総選挙でのかつてないゴルカルの圧勝につながり、ひいては、スハルト大統領が彼を新しく副大統領として迎え入れた最大の理由と考えられる。

こうしたスダルモノの権限強化は、ここ数年見られた政治面での軍の相対的な発言力低下と関係するものである。これまでに、軍側では混乱なく世代交代が終了して職業軍人意識が強いとされる新世代が台頭してきたし、他方ゴルカル側では生粋の政治家層が育ってきた。その結果、政治はゴルカル、国防は軍、と相互に役割分化の方向へ動き始めた。この動きは当然、軍の原則である「二重機能論」（軍は国防治安機能と社会政治機能の二つを持つという考え方）の再検討に波及する気配を見ていた。こうした状況下で、「軍によって設立されたゴルカル」という歴史的事実を重視する旧世代の退役軍人を中心く危機感が強まった。その危機感は、行政・政治両面で権力を拡大させてきたスダルモノに向けられることになった。

スダルモノと軍との対抗関係の第1段階は、副大統領選出をめぐってであった。1987年総選挙でのゴルカル圧勝から判断して、スダルモノ就任説は当初より有力だったが、88年3月の選出直前の下馬評では他の数人の候補者と並置されたにすぎなかった。これに対し、彼のライバルと目されるムルダニ前国軍司令官も「初のキリスト教徒の副大統領」として候補者に急浮上した。その他の候補者としては、スフド MPR/DPR 議長、トリ・ストリスノ国軍司令官、スペルジョ内務相（当時）などの名が挙げられた。スハルト大統領は「副大統領適格者5条件」のなかで「最大の政治社会組織に支持された者」という条件を挙げたが、それは、結果的には大統領の意中の候補者がスダルモ

ノであることを示したものであったと言える。

3月1日からのMPRでは、副大統領候補者の「推薦」をめぐって、ゴルカル、地方代表の各会派が早々とスダルモノ、「推薦」を決めたのに対し、国軍会派はしばらく後にスダルモノ「支持」を表明したに留まった。一方、開発統一党(PPP)は副大統領候補として同党的ナロ総裁を擁立した。このため、副大統領選出は投票にもつれこむかと見られたが、結局ナロは辞退し、スダルモノが最終日の同月10日、副大統領に無競争で選出された。そのMPRでの選出直前に、国軍会派のイブラヒム・サレー議員が突然壇上へ上って、副大統領選出手続に異議を唱えようとするハブニングが起こった。彼の行動は、明らかに、軍内部にスダルモノの副大統領就任へ強い抵抗があることを示す出来事であった。同議員はトリ・ストリスノ国軍司令官らに取り押さえられたものの、国軍会派内の処分が比較的軽かったことは注目される(同議員が罷免されたのは1988年12月5日)。

こうして、スダルモノの副大統領就任後、政局の焦点はスダルモノが10月のゴルカル全国大会でゴルカル総裁に再選されるか否かに移った。これがスダルモノと軍との対抗関係の第2段階である。スダルモノが再選されて副大統領と兼任になれば、内外から彼がスハルトの後継者として認知されてしまう。国軍出身ではあるが法律将校として実戦経験のないスダルモノへの反感の強い軍主流は、こうした事態に対して危機感を募らせた。折しもスダルモノ副大統領選出の頃から「スダルモノがかつてインドネシア共産党(PKI)と関わりを持っていた」という噂が流れていた。この噂の源は軍と見られ、軍が「反共キャンペーン」という形でスダルモノのゴルカル総裁再選阻止へ向けて動きだしたと考えるのが自然だと思われる。

●「反共キャンペーン」と軍の巻き返し 1987年10月にDPR議員に就任したばかりのサルウォ・エディ・ウィボウォが4月に議員職の辞任をスフドMPR/DPR議長に申し出た。彼の辞任届がスハルト大統領に了承されたのは7月に入ってのことであった。彼の辞任の理由は、「ゴルカル執行部内の旧PKI関係者への処罰が甘いこと」への不満であることが取り沙汰されていた。その後6月にスドモ政治・国防担当調整相が「旧PKI

残存分子の摘発強化」を打ち出すに至って、軍の「反共キャンペーン」は一気に火を吹いた。この結果、南スマトラ州のパヤクンブ市支部など各地でゴルカル支部役員が解任された。

軍は「反共キャンペーン」を拡げる一方で、軍人のゴルカルへの進出を図っていった。今回初めてゴルカルは、「民主的プロセス」を踏むことを目的として全国大会以前に地方大会を開いた。しかし軍のゴルカルへの進出は抑えられなかつた。結果的には、軍がこの「民主的プロセス」を逆手にとる形となり、州の新支部長27人中19人が軍関係者によって占められた。なかでも新しい傾向として、退役年齢の60歳に達しない40歳代クラスの現役将校が退役してゴルカル地方支部の執行部に入り込むケースが出た。今までにも州知事に退役軍人が就任するケースは多かったことと併せ、地方レベルの権力組織はほぼ軍関係者によって固められた。中央レベルでも、MPR/DPRの国軍会派スポーツマンのスゲン・ヴィジャヤ退役陸軍准将が、国軍会派所属のままゴルカル中央執行委員に就任するなどのケースが生じた。このようにして、軍は、言わば外堀を埋める形で、地方支部代表の集まる全国大会で「スダルモノ総裁再選」を阻止できる体制を整えてきたのである。

一方、極左・極右撲滅機関である治安秩序回復司令部(Kopkamtib)の国家安定強化支援調整庁(Bakorstanas)への組織替えが9月に実施されたが、これも結局軍にとって有利な形に収まった。当初、新機関が軍ではなく大統領直属となったため、軍から同機関を切り離したスダルモノ側の勝利とする見方が強かった。しかし、人事面では結局現役軍人に頼らざるを得ず、同庁長官にはトリ・ストリスノ国軍司令官、地方の下部機関の長官には各陸軍区の司令官が当たることになった。新機関の実務を担当する事務局も主要ポストは現役軍人が握り、実質的には軍の組織と何ら変わりないものとなつたのである。なお、スダルモノのライバルとされたムルダニはKopkamtib司令官兼任を解かれ、自ら国軍司令官時代にその権限を大幅に縮小させた国防治安相の専任となつたため、かつてスハルト大統領に次いで「ナンバー・ツー」と言われた彼の政治的影響力は大きく低下した。

こうしたなか、9月に再選へ強い意欲を見せて

いたスダルモノはゴルカル全国大会2日前の10月18日、突然事実上の出馬辞退を表明した。これにより、軍とスダルモノとの対抗関係の第2段階にけりが着いた。総裁選出は軍主導で行なわれ、全国大会ではワホノ開発検査長官（退役陸軍中将）が新総裁に選出された。彼は10月に入るまで下馬評にすら挙がっておらず、ただスハルト大統領と親しいことが知られていた人物にすぎない。しかし退役軍人らの工作が功を奏し、大会直前になって最有力候補に急浮上したのであった。

この後も、全国大会で選ばれた新執行部から1人がPKIとの関係を問われて辞任し、またPPP党籍のまま執行部入りした人物への辞任要求が出来るなど、ゴルカル内部の混乱は完全に收拾されていない。この2人はいずれもスダルモノの強い意向で執行部入りしたと言われており、「反共キャンペーン」に名を借りた「スダルモノ下ろし」の動きは今後しばらくは続く気配である。

ともかく、スダルモノを副大統領職のみに留めようとする軍の思惑は、一応の成功を収めた。軍主流に受けのよいワホノがゴルカル新総裁に就任したこと、「スハルト後」をにらんだ政治展開は、今後軍主導で進んでいく可能性が強まった。

●三つの社会問題 1988年は社会問題がこれまでになく一般的関心を集めた年でもあった。政府も、とくに以下の三つの問題を「社会不安の恐れあり」と注目し、強い警戒感を示した。その三つの問題とは、ボルカス（サッカーバジ）問題、食品への豚脂肪混入問題、北スマトラ州のインティ・インドレーヨン・ウタマ社（PT IIU）紙パルプ工場による環境破壊問題、である。

ボルカス問題は、とくに農村などの低所得者層の経済行動に著しくマイナスの影響を与えており、賭ごとを禁ずるイスラムの倫理観に反していること、などの批判を各界から受けてきた。6月にはDPRでこの問題が取り上げられ、ゴルカル会派議員らがボルカス廃止を求めた。にもかかわらず、政府は再三にわたり名前を変えながらボルカスを継続してきた。政府がボルカスを廃止できない理由は説得的に説明されていないが、農村などの潜在的余剰資金吸収手段として重視しているためと見られる。実際、1988年にはボルカスで9624億ルピアを吸収する見込みで、この額は土地・建

物税収入をはるかに上回る。政府は、89年導入の新ボルカスでは、農村での販売規制、公務員のボルカス購入禁止など歯止め策を打ち出したが、イスラム色が非常に強いアチェ特別州など、ボルカスの販売が全面禁止となった地方もある。

10月にマスコミが一斉に取り上げた「食品への豚脂肪混入問題」は、ブラウィジャヤ大学のサンント教授の論文がきっかけだった。内容は「34種類の食品に豚脂肪が混入している」というものだが、一部新聞報道によってその食品数が64種類へ増えた。この追加30種類の食品に有力華人系企業や大統領親族の企業の製品が含まれていたことは注目される。こうしたなか、消費者団体などを中心に該当食品の不買運動が発生したため、スハルト大統領は、食品会社および報道機関の調査を関係閣僚に命じたが、調査の結果、豚脂肪混入の事実はないとの結論が出た。当のサンント教授は、1988年末現在行動を規制されたままである。

7月頃から表面化したPT IIU工場問題は、付近の大量の森林伐採、工場廃液による河川汚染などの環境破壊を懸念した地域住民が工場の操業に反対運動を展開したもので、おそらく国内初の大規模な反公害運動であろう。加えて政府のプロジェクト認可過程での優遇措置が明らかになったため、12月に自然保護団体が政府を告訴するという異例の事態にまで発展した。政府は閣僚を含む大調査団を現地に派遣したが、工場の操業に問題はないとする調査結果が出た。数年後の紙パルプ需要増大に対処する国家プロジェクトというのが政府の主張で、操業強行の姿勢を変える気配は全く見せていない。また政府は、自然保護団体の告訴に対しては法廷で争うとし、同時に自然保護団体の背後に第三者がいると逆に告訴側を非難した。

これら三つの社会問題は、それが問題化したこと自体が注目されるべき性格のものである。とともに、問題発生の時期から見て、政治問題の性格も併せ持っていると考えられるが、問題と政治展開との具体的な関係は必ずしも明らかではない。

外交

1988年の外交も、例年と同様、カンボジア問題と東チモール問題を軸に動いた。たしかに、7月

の第1回ジャカルタ非公式会議(JIM)開催、89年1月の東チモールの他州なみ「開放」の実現とは、インドネシア外交の成果として記録されるべきものかもしれない。しかし、熱望していた89年の第9回非同盟諸国首脳会議長国にはなれなかつたこと、カンボジア問題の協議過程での調整能力に陰りが見られ始めたことなど、「威信発揚」の場としての外交展開には限界が見えてきた。今後の外交努力はカンボジア問題などに代わる新たな外交展開、たとえば懸案の対中国交正常化や対豪関係改善、などに求めるこことなつてこよう。

●第1回JIM開催とカンボジア問題 1988年はカンボジア問題解決の機運が従来よりも大きく高まつた年として記憶されよう。この問題に関するインドネシア外交の成果は、カンボジア4派とベトナム、ラオス、ASEAN諸国などが一堂に会したジャカルタ非公式会議を、7月25日から29日まで、ジャカルタ郊外のボゴール宮殿にて開催できしたことである。これは、これらカンボジア問題の当事者がすべて顔をそろえたのが初めてであるというだけでなく、こうした形式の会議が、かつてモフタル前外相が主張し続けてきた「カクテル・パーティー」案の延長線上にあるという点からも重要な意味を持つ。カンボジア4派のうち、出席が危ぶまれたポル・ポト派からはキュー・サム・ファンが、また、シアヌーク派からは会議直前のシアヌークの民主カンボジア大統領辞任によりラナリット王子が、それぞれ代表として出席した。

しかし実際の会議では各派の主張にかなりの隔たりが見られた。各派の相違点は、(1)ポル・ポト派復活阻止のための措置、(2)民族和解政府・国際監視の具体的な内容、(3)カンボジア問題解決のための国際会議の場所・日程、などである。(1)については新政府設立前に4派すべてを解体すべきだとする民主カンボジア側と、実効支配という事実から自派の解体には応じられないとするヘン・サムリソノ政権側との対立がある(この点は89年2月の第2回ジャカルタ非公式会議でも問題となつたが、歩み寄りは見られなかつた)。各派はそれぞれ数項目にわたる提案を行なつたが、「スハルト大統領の私客として」来訪していたシアヌーク殿下が会議終了間際になつて行なつた提案(国の呼称、国旗・国歌の制定、4人の共同相によって補佐される外相・國

防相を含んだ4派和解政府の設立など5項目からなる)は、その真意をめぐって波紋を呼び、日程は1日延長された。7月28日付け『コンパス』紙は、このシアヌーク提案を「小舟にぶち当たったなかなか爆発しない魚雷のようなもの」と評し、困惑の色を隠さなかつた。

7月のJIMでの議論は引き続き事務レベル協議で詰められることとなつたが、その事務レベル協議の第1回は10月にジャカルタで開かれ、その席で1989年1月に第2回ジャカルタ非公式会議を開催することが決定された。インドネシアは、全当事者がカンボジア問題を話し合う「場」を「インドネシアとする」ことには成功したのである。

たしかに、インドネシアは「会議のホスト役」としては最善の努力を払ってきた。しかし、実際の議論においては全当事者が直接対話できたため、「ベトナムとの仲介役」としての他のASEAN諸国に対する優位性は薄れた。インドネシアがカンボジア問題解決のために独自の提案を行なうことにもなつた。そうしたなかで、タイの外交活動がチャーチャーイ政権発足とともに活発化した。その結果、中・ソのみならず、ベトナムへのタイの働きかけが目立つてきた。相対的に、ASEAN内でのカンボジア問題に関するインドネシアの影が薄くなつてしまつたことは否めない。

●東チモールの「開放」 東チモール州は1989年1月をもつて「開放」された。この「開放」は、同州の扱いを「他州なみ」とすること、同州住民の他州への移動および他州住民の東チモール州への移動の自由化などを原則としているが、実際はインドネシアの国際世論へ向けたイメージ改善の意図が強い。なぜなら、東チモール州の過半数の住民には移動が認められていないほか、他州からの旅行も特定地域に対しては国軍当局の特別許可が依然必要である、などの理由からである。

この「開放」以前に、欧州議会代表やオーストラリアのジャーナリストらが東チモールを訪問し、人権抑圧などの風評を否定した。DPRの招待による8月の欧州議会代表の東チモール訪問後、ルディニ内務相は、クリスマス・プレゼントとして12月に東チモールを「開放」することを示唆した。その後11月にスハルト大統領夫妻が州都ディリで開かれたボイスカウト全国大会に出席し、東チ

モールの安定ぶりを内外に印象づけようとした。

しかし、東チモールの旧宗主国であるポルトガルはインドネシアのこうした「既成事実化」に不満を示し続けた。それは、ポルトガルのソアレス首相が訪問先のフィリピンで行なった「併合は住民の意思に沿ったものではない」という発言や『コンパス』紙とのインタビューにおける「両国関係正常化には依然見解の相違がある」との発言、イ・豪チモール海底油田開発協定へのポルトガル政府の批判、「デクエヤル国連事務総長がスハルト大統領夫妻の東チモール訪問を非難した」とのポルトガル紙報道、などに現われている。

たしかに、東チモールの「開放」はインドネシア側の併合既成事実化への自信の現われである。しかし、州内全域が「開放」された訳ではない。「国軍が反政府組織『フレティリン』を壊滅させた」という発表もまだない。東チモールの眞の開放までにはもうしばらく時間がかかるろう。

●対中・対豪関係の展開 1988年は、対中・対豪関係についても、新たな展開の兆候ともとれる注目すべきいくつかの動きが見られた。

対中関係では、88年前半に国交正常化機運が盛り上がった。87年のマルトノ移住相(当時)の私的な中国訪問が88年2月になって明らかになり、3月には国際戦略研究所のワナンディ所長が向こう5年以内での正常化の可能性を示唆した。こうしたなかで、4月のESCAP総会で来訪した中国の劉述卿外務次官がアラタス外相を表敬訪問し、2時間にわたり会談した。また、同時期に来訪中のルーマニアのチャウシェスク大統領がベトナム、中国をインドネシアの後訪問することから、同大統領の役割を予測する向きもあった。5月半ばの「イ・中、国交正常化で基本的に同意」との一部報道はこうした流れに乗ったものである。その後、国交正常化に消極的な発言が軍に近い筋から出され、話は振り出しに戻ったかに見えた。しかし89年2月の東京・弔問外交を舞台としたスハルト・錢(中国外相)会談で、国交正常化を目指す点で両者は合意した。具体的な時期については言及されていないが、スハルト政権に残された最大の懸案事項は、これで実現へ大きく一歩踏み出したことになろう。

対豪関係では、1986年の『シドニー・モニン

グ・ヘラルド』紙によるスハルト蓄財報道事件以降の冷却状態が徐々に緩和されてきた。4月にはオーストラリア人報道関係者へのビザ発給禁止措置を事実上解除、11月に12名の豪記者を東チモールへ招いた。一方、ソシロ・スダルマン観光・郵政・通信相が8月にブリスベンで開催中の万国博の「インドネシア・デー」参加のため訪豪したが、現職閣僚の訪問は久々であった。また9月にはイ・豪大陸棚協議でチモール海域の石油開発について合意した。しかし、豪海域に侵入したインドネシア漁船乗務員の大量拿捕、インドネシア警察官によるイリアン・ジャヤ沖での英國青年射殺事件(豪から出港のヨット上で)など、関係改善に水を差すような出来事も起こった。政府は豪報道機関のインドネシアに関する報道姿勢を依然問題視しているが、イ・豪両国とも外相・大使が代わり、新たな関係構築へ向かうことになろう。

経済

1988年の経済は、「輸出元年」と言われた87年以上に非石油ガス輸出が伸び、また外国投資許可額が史上最高になるなど、経済の構造変化が一層進んだ。GDP成長率は87年実績の3.6%を上回る5%程度に達するものと見られる。その一方で、ルピア価値の下落により、1人当たりGDPは低下傾向にある。政府は、それでもさらにルピア安へ誘導し、輸出振興策を取り続ける意向である。

●生産 農業生産では、米が1987年比約4%増の2830万tの見込みで、アカシジウンカなどの被害があったものの、久々に年平均人口増加率を上回り、自給を維持した。二次作物もメイズが同21%増の659万t、大豆が同5%増の126万t、と好調だった。ただし、旱魃の後遺症が強い砂糖は当初目標を大きく下回る192万tとなり、アメリカなどから12万tを輸入した。砂糖の自給達成はかなり先になろう。農園作物は、一次産品価格の好転もあり、1~10月でコーヒーが前年同期比30.8%増、バーム油同6.7%増、茶同2.8%増など、全般的に良好だった。ただしゴムは同期で漸減した。

工業生産では、年前半の生産指数から見て輸出関連工業が依然好調である。従来からの合板、繊維に加え、製紙、ガラス製品、タイヤ・チューブ、

鉄鋼など新分野の生産が活発化したうえ、丁字入りタバコやマッチなどの内需向け生産も増大した。一方で、自動車やオートバイなどの耐久消費財、セメント、肥料は振わなかった。年後半もこの傾向に大きな変化はなかったものと見られる。

鉱業生産では、1～7月で原油（コンデンセートを含む）生産が前年同期比2.2%増の27億9910万tだが、これはOPEC生産拡大で平均日産量が前年同期の129.2万tから132万tへ増加したことによる。同期のLNGは、韓国向け輸出開始などで同13.6%増の56兆4140億BTUとなった。LPGは国内需要の増加にもかかわらず、同14%減の40万2352tに留まった。

◎貿易 非石油ガス部門主導への貿易構造の変化は1987年より一層進んだ。88年の輸出総額は前年比12.2%増の192億2710万tである。うち非石油ガス輸出は同34.5%増の115億3690万tと全体の60%を占めたが、年後半の増加が顕著だった。

1～10月の輸出では、石油ガス輸出が前年同期比7.5%減の66億t（原油輸出は同17.3%減）であったのに対して、非石油ガス輸出は同35.8%増の92.2億tとなった。後者の内訳は、農林水産品が同15.4%増の15.3億t、工業製品が同40.4%増の73.9億t、鉱業品が同50.9%増の2.8億tなどである。とくに工業製品は、原油を抜いて輸出総額に占めるシェアで首位に立った（46.8%）。工業製品輸出品目は、額の多い順に合板（18.9%増、輸出総額の1割を突破）、縫製品（29.2%増）、製材（32.6%増）、織糸（46.3%増）、ニッケル製品（214.7%増）、鉄鋼（51.4%増）、ココナツ油（96.1%増）などで、前年振わなかった電気部品や肥料の輸出も大幅に増加した。注目されるのは、年々伸びてきたラタン加工品輸出が同38.5%減となったことで、予定より半年早く7月に実施されたラタン半製品輸出禁止の影響が考えられる。農林水産品輸出ではエビ、魚介類、野菜・果物などが伸びたが、コーヒーは漸減した。

1～10月に輸出額が最も伸びたのはASEAN諸国向け（シンガポールを除く。以下同様）で前年同期比64.6%増、以下、西欧向け同43.6%増、アジアNIEs向け同17.3%増、日本向け同11%増などであるが、北米向けは同9.4%減となった。ここで輸出を非石油ガスに限ると、ソ連・東欧向け以外

はすべて増加しており、ASEAN諸国向け同91.5%増、西欧向け同43.5%増、アジアNIEs向け同39%増（とくに韓国向けは同163.7%増）、日本向け同37.3%増と大幅に増加した。

一方、輸出向け生産活動の活発化により、原材料・資本財などを中心に、輸入も増加傾向が一段と明確になった。1988年1～9月の輸入総額99億7160万t（前年同期比9.1%増）の内訳は、消費財が同3%増の3億6650万t、原材料が同10.1%増の77億7510万t（主に工業用が増加）、資本財が同6.2%増の18億2990万tとなつた。88年の輸入急増品目は繊維用機械、電線、貴金属、潤滑油、織糸、砂糖、タバコ、皮革製品などである。

1～9月に輸入額が最も伸びたのはASEAN諸国からで前年同期比29.5%増、次いで北米から同26.4%増、アジアNIEsから同21.6%増、西欧から同9%増であるが、日本からは同7.5%減であった。この結果輸入全体に占める北米、アジアNIEsの比率は、前年同期の14.2%から16.4%へ、同12.5%から13.9%へそれぞれ上昇したのに対し、日本は同32.4%から27.4%へ下落した。

換言すれば、輸出に占める工業製品の地位の一層の強化、対アジアNIEs・ASEAN諸国の貿易取引額増加、などが特徴として挙げられよう。

◎国際收支と対外債務 11月に発表された1988/89年度上半期（4～9月）の国際取支実績によると、非石油ガス輸出が同24.6%増の53.4億tとなったことを背景に、同期の経常取支赤字は10.5億tに留まつた。総合取支は5.8億tの赤字である。また88/89年度下半期の政府の非公式な国際取支見通しでは、経常取支赤字5.9億t、これに資本取支黒字14.7億tを加えて総合取支は8.8億tの黒字になるとしているが、その理由は明らかではない。むしろ対外債務利子支払いの増加により、サービス取支は一層の悪化が懸念される。

対外債務問題は依然深刻である。「債務残高を粗輸出総額で除する」方式を採る政府発表のDSRでは、1988/89年度は前年度の30.8%から34.8%への上昇が見込まれる。また「債務残高を粗非石油ガス輸出額に純石油ガス輸出額を加えたもので除する」世銀の方式では、88年のDSRは87年の37.7%から39.9%へ上昇したと見られる。なかでも円建て債務の評価額増大が相当の重荷となって

いるため、政府は、とくに IGGI ベースで最大の援助供与主体となった日本に対して、構造調整借款などの援助増額を強く迫るとともに、過去の債務の返済にあたっては借入時の為替レートの適用を暗に求めるなどの動きを見せた。

●投資 1988年の投資許可額は外国・国内ともこれまでの最高額に達した。経済構造の一層の改善のためにも、ここ数年間にこれら投資プロジェクトの順調な稼働が期待される。ただし一層の外国投資誘致のための政策パッケージは、投資好調のためか、88年内の発表は見送られた。外国人実業家の間からは、83年に廃止されたタックス・ホリデー措置の復活を求める声も出ている。

1988年1~11月の外国投資許可状況は、件数が116件、額が40億3020万㌦(ちなみに前年同期は44件、11億2640万㌦)であった。このうち、総額の83.3%にあたる33億5740万㌦は製造業向け投資(79件)である。許可額は、西ドイツ、台湾、アメリカ、オランダ、シンガポール、香港、日本、オーストラリア、韓国順に多い。このうち、西ドイツなどは1件当たりの投資規模の大きいプラントの占める比率が高い上位にきている。注目すべきはアジアNIESからの投資の急増である。87年1~11月は計8件、1億5580万㌦が許可されただけだが、88年同期は計61件、14億9170万㌦が許可された。日本からの投資は、件数こそ前年同期を上回ったものの、許可額は半分以下となり、順位も前年同期の1位から7位へ後退した。

一方1988年同期の国内投資許可状況は、件数が730件、額が14兆2319億6700万㌦(前年同期は467件、10兆3299億8700万㌦)であった。ここでも総額の60.8%は製造業向け投資(443件)によって占められた。注目されるのは、不動産業の許可額が前年同期の1366億6900万㌦から7808億100万㌦へ急増していることである。

以上のように、1988年はいわば「投資ブーム」が見られたわけだが、インドネシア側のアサハン・アルミの製品引き取り比率引き上げ要求に端を発する日・イ政府間の紛糾が、今後外国投資家の投資意欲に悪影響を及ぼす可能性も考えられる。

●物価・労働 1988年通年の消費者物価上昇率は5.5%に留まり、87年の8.9%を下回った。前月比で1%以上上昇した月は7月のみである。上昇

率が最も高いのは食料で、以下住居、衣服の順である。卸売物価は、農・工・製造業でやや高めに推移したが、輸出入価格がきわめて安定していたため、全体として落ち着いていた。これも消費者物価上昇率が低かった背景として指摘できよう。

一方、コスマス・バトゥバラ労働相によると、1988年の雇用状況は、労働力人口7450万人の約3%に当たる220万人が完全失業者、2990万人が週労働時間35時間以下の不完全就業者である。完全失業率は87年の2.2%よりも悪化している。このため政府は、これまで抑制してきた労働力の海外輸出を積極的に行なう姿勢を明らかにし、英語のできる看護婦など熟練労働力を積極的かつ組織的に先進国など海外へ送り出す意向を示している。

●財政 1988/89年度上半期(4~9月)の財政実績は、当初予算の43.8%(経常歳入44.2%, 開発歳入42.8%)であった。経常歳入では所得税が同36%(前年同期比18.6%増)、付加価値税が同38.5%(前年同期比17.8%増)など、開発歳入はプログラム援助が同52.3%、プロジェクト援助が同41%であった。一方歳出では経常43.6%、開発44.4%の達成で、総額の3分の1が債務返済向け支出である。

政府は、石油ガス部門の歳入減少に伴って非石油ガス収入の増大、とくに税収増を強力に進めていく姿勢を強く打ち出した。政府高官からは、農村部の潜在的余剰資金の吸い上げ、納稅者登録や徵稅監視機能の強化などがたびたび表明された。国税総局長も交代し、同総局の組織改革も検討されている。とりわけ注目を集めたのは「定期預金利子への課税」問題である。4月に発表されたこの課税問題は、実業界から「資本逃避につながる」との理由で反対されたが、政府は資本市場育成のために必要であると説得、後述のように10月の金融改革においてようやく実施にこぎつけた。

1989年1月発表の89/90年度予算案においては、経常歳入で一層の税収増が見込まれている。石油ガス収入の前年度比10.8%減に対し、非石油ガス収入は同34%増(土地・建物税同98.3%増、輸入税同33%増、所得税同31.5%増、付加価値税同21.8%増など)と野心的とも思える数字が示された。エコノミストの間では、この税収増見込みは非現実的との見方が強い。開発歳入では、一時的と見られたプログラム援助の増大傾向が続いて同54.7%増と

なったほか、プロジェクト援助も同58.8%増となり、久々に開発指向色の強い予算となった。経常歳出では、債務返済向け支出の経常歳出に占める比率が前年度の52.9%から51.6%へ若干減少したが、依然苦しい状況にある。このほか、公務員・軍人給与が4年ぶりに引き上げられた。開発歳出は同47.6%増だが、ルピア支出の47.9%はプログラム援助で賄われることになる。(松井和久)

◎規制緩和政策 1983年より着手された脱石油・経済効率化を目指すインドネシアの経済構造調整は、88年には金融、証券、輸入・流通・海運部門における三つの規制緩和政策パッケージによってさらに進展をみせた。特に金融部門の新政策は非石油輸出の増進には金融面からの支援が急務との認識に基づき、現政権成立以来固定化されてきた金融構造を変える、抜本的な改革となつた。

10月27日付け金融パッケージの内容は多岐にわたっているが、注目すべき点は以下の6点にある。

第1は、1968年の銀行法制定時に許可されたもの以外認められていなかった民間銀行の新設が初めて可能になったことである。従来政府は1行当たりの規模拡大をはかるため銀行の新設を禁じ合併を奨励してきたが、閉鎖市場のなかでは不良銀行でさえ高額で売買されていた。新政策によって、既存の民間銀行66行の淘汰が進むとともにこれまで参入を阻まれていた民間資本家が相次いで銀行を新設することが予想され、民間銀行間の競争が初めて本格化することになる。

第2は、やはり1968年以来認められていなかった外国銀行の新規開設が解禁になったことである。ただし開設の条件として注目すべきは、地場民間銀行との合弁形態をとることと輸出信用の割合が全信用供与の5割を占めることが義務づけられている点で、外国銀行の担うべき役割を限定しているのが今回の規制緩和の特徴である。

第3は、ジャカルタ以外の地域に対する規制緩和である。すなわち、これまで首都ジャカルタにしか設置を認められていなかった外国銀行支店、非銀行金融機関の支店、さらに新規設立の合弁銀行も、今後は地方6都市での開設が可能になった。これと同時に、国立・民間銀行の地方支店開設条件も大幅に緩和された。政府の狙いは、地方における潜在的余剰資金の吸収と、金融面における地

方からの非石油輸出の支援の両面にある。特に、後者については外国為替業務の首都集中を原因とする地方からの輸出に関する業務の遅滞が問題化していた。

第4は、庶民信用銀行(村落銀行、村落米穀銀行、市場銀行、被雇用者銀行の総称)の設立要件を大幅に緩和する一方で所在地を郡レベルに限定したことである。したがって、現在首都・州都・県庁所在地にある既存の庶民信用銀行は2年以内に普通銀行(資本金100億バ以上)に昇格するか郡に移転するか二者択一を迫られる。この結果、ほとんどがジャカルタにあって小商業者の商取引を支えてきた市場銀行202行は、そのうちの1割程度の昇格可能なうちに淘汰され残りは消滅せざるを得ない。

第5は、国営企業の預金が民間銀行にも預入れ可能になったことである。これまで国営企業は国立銀行への大口かつ安定的資金供給者であったがこの資金の流れが変わることの意味は大きい。すなわち、民間銀行にとっては預金の絶対量の増加を意味し資金の安定化・長期化につながる可能性がある。一方国立銀行は国営企業に依存した預金ベースの改編を迫られる。一時的には民間部門からの預金動員による資金コストの上昇、利子率引き上げも予想されるが、中長期的には国立銀行の経営効率化を促す契機になり得る。

第6は、一銀行から一企業、もしくは一企業グループに対して、または同銀行の株主、役員、その家族に対して、それぞれ融資限度が設けられた点である。この規定の意図は、金融機関を傘下におさめる企業グループによる内部金融に歯止めをかけ、民間銀行の脆弱な体質を改善することにある。現在民間銀行の約6割が企業グループに属しており、彼らがそれぞれにグループ内企業に代わる新たな貸付先を開拓するのは困難であることから、企業グループ間の相互融資、シンジケート化が進むことが予想される。

このほか、貯蓄性預金や預金証書(CD)発行に関する業務分野規制の緩和、預金支払準備率の15%から2%への引下げ、スワップ取引の期間延長とプレミアムの市場金利連動化なども盛り込まれている。

以上を主要な内容とする金融パッケージは、総体として、量的には金融部門における資金供給量

の拡大をもたらし(金融機関の増加、地方金融網の拡大)、質的には資金コスト引下げにつながる(経営効率化、支払準備率の引下げ、預金証書発行の緩和など)。しかし、国内金融部門が中長期投資を支えていくための必要条件である、資金の長期化を促す効果は弱い。

一方、長期資金供給の拡大を最大の目的として出されたのが、証券市場、保険業等の育成策を内容とする12月20日付けパッケージである。

証券市場の育成策としてはまず、銀行預金の利子所得をこれまでの非課税から課税とし、配当に課税される株式投資と均衡させることによって、株式投資を投資家のポートフォリオ選択の一手段に加えようとした(10月27日付け)。続いて、現在唯一の証券取引所である国営ジャカルタ証券取引所以外の、民間の証券取引所の開設に途を開いた。同時に、外資との合弁を含む民間の証券会社の設立に途を開いた(12月20日付け)。しかしながら、これらの措置は依然証券市場育成のための環境整備の段階にとどまっており、企業の上場や社債発行あるいは投資家の株式投資に対して条件緩和や恩典付与によって直接的インセンティブを与えるものではない。他のASEAN諸国に大きく遅れたインドネシアの証券市場の発展を促す政策としてははなはだ不十分である。

保険業については、外資との合弁を含む民間保険会社の新設を再開し、保険商品の開発を自由化した。政府の意図は、国内貯蓄増進、開発に伴うリスクの保障、長期資金供給の拡大にあるが、保険業に期待される長期資金の供給者としての役割は特に重要である。保険業のほか、リース業、ベンチャー・キャピタル、クレジット・カード、消費者金融の分野でも合弁形態を含む企業の新設が認められ、資金調達ルートの多様化が図られている。今後これら非銀行部門の担う役割は増大しそうが、現時点では実態も育成策もまだ緒についたばかりという段階である。

他方、11月21日付け輸入・流通・海運部門のパッケージは、1986年5月6日付けと87年12月24日付けの2度の規制緩和政策の延長線上にあるが、今回は次の3点において特記すべき進展が見られた。

第1は、非関税輸入障壁の大部分が関税による保護に置き換えられるなかで、非関税輸入規制の

最重点品目であったプラスチック原料の輸入独占が解除され、一定の関税率で誰もが輸入可能となった点である。プラスチック原料は、これまで国営商社1社が大統領の一族の関係する海外企業を経由して輸入を独占するという方式がとられていたため、内外の批判にもかかわらず独占解除はきわめて難しいと見られていた。したがって、今回の措置はプラスチック製品の原料コスト削減効果もさることながら、規制緩和に対する政府内部の意気込みを示したという政治的効果が大きい。このほか、プラスチック原料と同様、特定企業による輸入独占、いわゆる集中購買制の対象であった鉄鋼製品も独占解除が進み、集中購買制の対象品目は鉄鋼製品輸入全体の80%程度から45%(1987年の輸入額で計算)に減少した。またこれまで輸入を禁止されていた特定の飲料・食料品、繊維製品、農産品・農業加工品などは、一定の関税率で輸入可能となった。

第2は、小売業を除く流通分野に合弁形態での外資の参入を条件なしで認めた点である。これまで合弁企業にとって流通部門への参入が認められず製品の販売段階に関与できないことが営業面の主要な障害となってきたが、この規制も近年条件付きで緩和される方向にあった。今回の措置は、地場・合弁を問わず企業のマーケティング活動の活発化を促し、ひいては流通部門全体の活性化・効率化に資するものである。

第3は、海運部門において、1976年以来停止されていた民間海運会社の新設認可を再開し、初めて合弁形態での外資の参入を認め、さらに各社の運航航路の自由化、外国船のリース、チャーターの自由化に踏み切ったことである。政府による細目にいたる政策介入と国営海運会社の優位に特づけられてきた海運業界にとって、今回の新政策は、海運サービスの能力向上と効率化へ向けた海運「改革」と呼ぶに値する内容となった。

(佐藤百合)

●第5次五カ年計画の概要 1989年1月、第5次五カ年計画(89/90~93/94)が発表された。政府はこれを、経済建設・基礎確立を目指したこれまでの前半25年間を締めくくり、第6次計画開始(94/95年度)以降の後半25年間、すなわち90年代中の「離陸」を経て一層の繁栄を達成する時期への

橋渡しとなる、きわめて重要な計画と捉えている。しかし第4次計画の目標が達成できなかつたため、政府は「離陸」という大目標と低成長という現実との乖離を前に、政策遂行上のジレンマに悩まされる可能性が強い。

現在、最重要かつ緊急の問題は雇用機会の確保である。政府は年平均人口増加率を期間中に2.08%から1.79%へ減少させ、総人口を5年間で1億7560万人から1億9290万人への増加に留める計画だが、期間中の年平均新規参入労働力は240万人、年平均労働力人口増加率は約3.8%と想定され、十分な経済成長が望まれる根拠としている。

第5次計画では、期間中の年平均GDP成長率目標を5%とし、工業部門や電気・ガス・水道部門などで高成長を期待する一方、石油を含む鉱業部門や農業部門では低成長を覚悟している。

ところで、この成長目標達成のためには、これまで以上に民間部門に期待しなければならなくなる。期間中5年間の投資計画では、総額239.1兆ダラハラのうち45%が公共投資、55%が民間投資により構成されるとしている。この投資計画に対応する貯蓄計画では、外国資金比率を全貯蓄の6%程度に抑えるとともに、残りの国内貯蓄のうち60.5%を民間貯蓄に求めており、前計画の目標58.8%を上回るより民間依存型の計画となっている。

公共投資を賄う政府貯蓄も急速な増加が求められる。政府開発プロジェクト向け開発資金は1989/90年度の13.1兆ダラハラから93/94年度には31.6兆ダラハラに

増加させ、5年累積で107.5兆ダラハラを必要とする。これに対し、89/90年度の開発資金は86.2%を外国援助に求めざるを得ないが、93/94年度にはその比率を40%へ減らし、5年間で開発資金の43.8%は政府貯蓄で賄うとしている。

政府貯蓄増大には国内歳入の増加が望まれる。国内歳入は1989/90年度の25.2兆ダラハラから93/94年度には48.9兆ダラハラに増加させ、うち非石油ガス収入は17.4兆ダラハラから37.1兆ダラハラに増加させるとし、非石油ガス部門がより重視されている。

貿易面でも非石油ガス部門の役割への期待は大きい。輸出総額は1989/90年度の203億ルピアから年平均12%増で93/94年度には319億ルピア、うち非石油ガス輸出は89/90年度の130億ルピアから年平均15.6%増で93/94年には232億ルピア、と想定されている。この輸出額拡大は、計画期間中にDSRを35%から25%以下へ減少させるためにも不可欠である。

以上の計画目標達成のためには、輸出、とくに非石油ガス輸出の一層の振興と、規制緩和など民間部門育成のためのさまざまな政策手段が求められてくる。しかし、税収目標が高すぎるとの評価にも表われているように、計画自体には多分に期待感が漂う。石油ガスという強力な収入源の役割が弱まった現在、求められるのは単なる目標達成至上主義ではなく、上記のような方向へ経済を運営していく着実な政策である。もしそうでなければ、「離陸」と現実とのジレンマが露呈し、何らかの政策上の軋轢を産み出す恐れなしとしない。

(松井和久)

第5次五力年計画主要データ

第5次計画のGDP(実質)産業部門別成長率と構成比の目標 (%)

	1988年 推計構成比	計画期間 年平均成長率	1993年 推計構成比
農業	23.2	3.6	21.6
鉱業	15.9	0.4	12.6
製造業	14.4	8.5	16.9
建設業	5.6	6.0	5.8
商業	15.9	6.0	16.7
運輸・通信	5.7	6.4	6.0
その他	19.3	6.1	20.4
GDP	100.0	5.0	100.0

第5次計画期間の投資・貯蓄計画 (単位:兆ルピア)

投 資 計 画		貯 蓄 計 画	
投 資 総 額	239.1	國 内 貯 蓄	224.5 (24.8)
開 発 予 算 (公共投資)	107.5	政 府 貯 蓄(粗)	88.6 (9.8)
民 間 投 資	131.6	民 間 貯 蓄	135.9 (15.0)
投資総額/GDP		外 国 資 金(純)	14.6 (1.6)
1989/90	(24.8)	全 開 發 支 出	239.1 (26.4)
1993/94	(27.7)		
第5次計画年 平均	(26.4)		

(注) かっこ内はGDP比(%)。

第5次計画期間の歳入・歳出

(単位:10億ルピア)

	1989/90(予算)	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	第5次合計
石油・天然ガス収入	7,899.7	9,148.7	9,705.9	10,950.2	11,779.2	49,483.7
(石油)	(6,702.9)	(7,567.0)	(8,002.6)	(9,024.6)	(9,653.5)	(40,950.6)
(天然ガス)	(1,196.8)	(1,581.7)	(1,703.3)	(1,925.6)	(2,125.7)	(8,533.1)
非石油・天然ガス収入	17,350.1	20,283.8	25,150.6	30,516.2	37,130.2	130,430.9
(租税)	(14,909.6)	(17,695.9)	(22,370.0)	(27,316.0)	(33,433.4)	(115,724.9)
(税外収入)	(2,440.5)	(2,587.9)	(2,780.6)	(3,200.2)	(3,696.8)	(14,706.0)
国内歳入合計(A)	25,249.8	29,432.5	34,856.5	41,466.4	48,909.4	179,914.6
経常歳出合計(B)	23,445.0	24,829.6	26,591.6	27,974.4	29,959.8	132,800.4
政府貯蓄(A-B)	1,804.8	4,602.9	8,264.9	13,492.0	18,949.6	47,114.2
外国援助(C)	11,325.1	11,566.0	12,644.8	12,195.0	12,687.0	60,417.9
開発資金(A-B+C)	13,129.9	16,168.9	20,909.7	25,687.0	31,636.6	107,532.1

第5次計画期間の国際収支

(単位:100万ドル)

	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94
A. 財・サービス						
輸出(fob)	18,703	20,265	22,588	25,538	28,588	31,852
非石油・天然ガス	11,225	13,020	15,077	17,414	20,096	23,191
石油・天然ガス	7,478	7,245	7,511	8,124	8,492	8,661
輸入(fob)	-13,799	-15,338	-17,154	-19,200	-21,600	-24,263
非石油・天然ガス	-11,655	-13,245	-15,014	-17,026	-19,308	-21,895
石油・天然ガス	-2,114	-2,093	-2,140	-2,174	-2,292	-2,368
サービス収支	-6,845	-7,363	-7,658	-7,849	-7,901	-8,125
非石油・天然ガス	-4,652	-4,940	-5,097	-5,175	-5,068	-5,208
石油・天然ガス	-2,193	-2,423	-2,561	-2,674	-2,833	-2,917
経常収支	-1,941	-2,436	-2,224	-1,511	-913	-536
非石油・天然ガス	-5,082	-5,165	-5,034	-4,787	-4,280	-3,912
石油・天然ガス	3,141	2,729	2,810	3,276	3,367	3,376
B. 政府対外借入	5,091	6,382	6,296	6,201	6,020	5,795
プログラム援助・特殊援助	2,225	2,302	1,642	1,042	545	245
プロジェクト援助など	2,866	4,080	4,654	5,159	5,475	5,550
C. 公的債務返済(元金)	-3,909	-4,081	-4,429	-4,434	-4,319	-4,389
D. 民間資本流入	1,056	1,010	1,100	1,125	1,150	1,200
直接投資(純)	641	740	855	924	1,001	1,089
その他資本流入	415	270	245	201	149	111
E. 資金移動	176	-875	-743	-1,381	-1,938	-2,070
F. 誤差・脱漏	-473	—	—	—	—	—

(出所) 第5次五カ年計画書。

KP 紙=Kompas 紙, JP 紙=Jakarta Post 紙

1月

4日 ト外国からの来訪者歓迎式典を簡素化——スダルモノ国家官房長官によると、1988年1月から、空港出迎えは外相だけが行ない、大統領謁見はムルデカ宮殿にて行なうことになる(KP紙、5日)。

ト石油製品価格について——スダルモノ国家官房長官とスプロト鉱業・エネルギー相は、ともに「石油製品価格の値上げはない」と言明(KP紙、5日)。

5日 ト1988/89年度予算案発表——総額は28兆9636億ダラ(前年度比27.1%増)。歳入面では、経常歳入が21兆8030億ダラ(同26.5%増)で、うち石油ガス収入が8兆8558億ダラ(同27.6%増)、非石油ガス収入が12兆9472億ダラ(同25.7%増)。税収の伸びでは、輸出税が同103.7%増、輸入税が同61.4%増、付加価値税・奢侈品販売税が同35.0%増を見込む。開発歳入は7兆1606億ダラ(同29.1%増)で、プログラム援助は同858.8%増の大幅増となった。一方歳出面では、経常歳出が20兆660億ダラ(同33.5%増)で、うち対外債務返済分が10兆6080億ダラ(同56.8%増)となり、経常歳出の52.8%を占めるに至った。公務員・軍人給与の引き上げは3たび見送られた。開発歳出は8兆8976億ダラ(同14.7%増)で、うち省庁向け資金が同49.0%増となつた(KP紙、6日)。

6日 ト日本の田村通産相、アジア太平洋貿易会議出席のためバリを訪問(KP紙、8日)。

トイタリアのゴリア首相来訪(～7日)——マレーシア、シンガポールを訪問後の来訪。6日にスハルト大統領を表敬し、カンボジア問題、アフガニスタン問題、イラン・イラク戦争、米ソ軍縮交渉、不透明な世界経済情勢、などについて会談。7日には次の訪問国インドへ向かった(KP紙、7日など)。

8日 ト西カリマンタン州知事にバルジョコ・スルヨクスモ准将就任(KP紙、9日)。

9日 ト米不足の心配を否定——食糧調達庁(Bulog)のブスタニル・アリフィン長官は、「在庫米は150万トンあり、米不足の心配はない」と発言。またスクリヤ・アトマジヤ副長官は、「市場介入用に60万トンの米があり、うち30万トンを放出したため米価はキロ当り430～450ダラで安定している」と述べた(JP紙、11日)。

15日 ト国軍人事——国軍参謀本部国防機能担当参謀にスディブヨ・ラハルジョ海軍中将(前国軍参謀本部作戦担当補佐官)が就任(KP紙、16日)。

18日 トパプア・ニューギニア(PNG)のウィンティ首相

来訪(～21日)——スハルト大統領招待の公式訪問。1時間余の同首相との会談でスハルト大統領は、「インドネシアは少しも他国の脅威とはならない」と語った(KP紙、19日など)。

19日 ト国営企業の民営化について——工業省は、建設業や小規模工業で業績のよくない五つの国営企業の民間への売却を検討していることを示唆(JP紙、20日)。

21日 ト国民協議会(MPR)準備委員会の成果報告、同委員会のスプラブト委員長からスフドMPR/国会(DPR)議長へ提出される(KP紙、22日)。

トアメリカのシグール国務次官補来訪——同次官補はレーガン大統領からスハルト大統領へ宛てた親書を持参(内容は不明)。40分間の両者の会談で、同次官補は、アメリカでの通商法案の成立について否定的な見方を示した(KP紙、22日)。

23日 ト軍人法案に九つの問題点——DPRの特別委員会で、バラムリDPR議員は、軍人の地位、軍人の育成、軍隊の権限、など九つの点で軍人法案には問題があると指摘した(KP紙、25日)。

24日 トトリ・ストリスノ陸軍参謀長、パキスタンを訪問——同参謀長は、パキスタンのジア大統領から軍人勲章を授与された(JP紙、26日)。

25日 トシンガポールのダナバラン外相来訪(～29日)——同外相は、モタル外相と2時間余にわたり二国間問題を中心に会談(KP紙、26日)。

26日 ト二つの社会団体の活動を禁止——フェイサル・タミン内務省社会関係局長は、1987年12月10日付け内相布告120、121号に基づき、社会団体法を受け入れていないとの理由で、インドネシア・イスラム学徒(Pelajar Islam Indonesia)およびマルハニズム青年運動(Gerakan Pemuda Marhaenis)の二団体の活動を禁止することを明らかにした(KP紙、27日)。

27日 トシンガポールでアジア航空ショー開催——インドネシアからはハビビ科学技術担当国務相、ムルダニ国軍司令官、ウトモ空軍参謀長らが参加(KP紙、28日)。

28日 トスバルジョ内相、欧州議会代表の29日からの東チモール訪問を確認(JP紙、29日)。

トワルドヨ副大臣、「外国のインドネシア研究者は米の輸入が不可避と言っているが、自給体制は続く」と発言(KP紙、2月1日)。

29日 トウィジョヨ特使、日本を訪問——同特使は竹下首相と会談し、スハルト大統領名の親書を手渡した(KP紙、2月1日)。

30日 ト87年10月時に任命未了の MPR 議員を任命——アリ・サイド最高裁長官ら6名の MPR 議員と2名の MPR/DPR 議員、追加任命(KP 紙、2月1日)。

31日 トパラバA—2通信衛星、12年間の役目を終え、軌道を離れる(KP 紙、2月1日)。

2月

1日 トカンボジア問題について——モフタル外相は、「中国が三派統一のために影響力を行使することを望む」との見解を示した(KP 紙、2日)。

2日 ト西ジャワ州カモジャンの地熱発電所2、3号基開所——開所式にはスハルト大統領夫妻も列席。同発電所はニュージーランドの援助で1982年に建設を開始しており、出力は各々 55MW(KP 紙、3日)。

ト東チモールの状況について——1月に東チモールを訪れたオランダ人のラーイ欧洲議會議員は、(1)東チモールで人権抑圧が行なわれているという話を正当化する証拠はない、(2)東チモールのインドネシアへの統合は東チモール人の自由意志に基づいている、と述べ、ポルトガル政府に対してインドネシアとの外交関係再開を呼びかけた(KP 紙、3日)。

トモフタル外相、ソ連、フランスを歴訪(~10日)——バンコク経由でモスクワ、パリへ。その後イランを経由して帰国。モスクワには4~7日に滞在し、5日ソ連のゴルバチョフ書記長と会談。同書記長はカンボジア問題解決に対するインドネシアの積極的な役割を称えた。また6日、モフタル外相は、(1)ソ連との間でカンボジア問題について見解の相違はあるが、早期解決が必要という点では一致、(2)ソ連側からスハルト大統領訪ソの招待を受け、前向きに検討するが、時期は大統領選挙後になろう。逆にソ連のシェワルナゼ外相を再びインドネシアに招待したい、(3)ペレストロイカはインドネシアの規制緩和と同じもの、などと述べた(KP 紙、7、8日など)。

3日 トアメリカからの F-16 の引き渡しについて——マルダニ国軍司令官によると、F-16は1989年1月から引き渡しが開始され、89年末までに少なくとも 8機が引き渡される予定(KP 紙、4日)。

5日 ト税関検査業務について——国営検査会社 PT Sucofindo のニョマン・ムナ社長は、「税関検査業務を委託されているスイスの民間検査会社 SGS との契約は88年5月からさらに3年間更新されるが、将来は SGS を吸収していく」との意向を示した(KP 紙、5日)。

6日 トトリ・ストリスノ陸軍参謀長、ベトナムを訪問(~11日)——ベトナムの国防相の招待によるもの。ハノイのほか、8日にはホーチミンも訪問(KP 紙、7日)。

8日 トPT Inalumの負債について——同社高官による

と、アルミ市況は回復したものの、同社の負債4110億円は円高によって16億㌦から25億㌦へ増大した。また同社は、アルミ生産100万㌧を達成(KP 紙、10日)。

10日 ト次期国軍司令官を発表——マルダニ国軍司令官は記者会見の席上、スハルト大統領が3月7日付けでトリ・ストリスノ陸軍参謀長を国軍司令官に任命する予定であることを公表。後任の陸軍参謀長には2月20日付けでエディ・スドゥラジャト同副参謀長が任命されることも明らかにされた。ただし、治安秩序回復司令部(Kop-kamtib)司令官の地位について、マルダニ国軍司令官は「いい質問だがまだ答えられない」と述べた。新内閣発足の1ヵ月も前に国軍司令官人事が公表されるのは異例のこと(KP 紙、11日)。

11日 トブルタミナ、ポンタン LNG プラント 5号基建設契約に調印——千代田・三菱コンソーシアムとの契約で契約調印額は3.16億㌦、1989年12月に完成予定。この5号基の建設は、台湾向けの年 1500万㌧の LNG 輸出に対応するもので、台湾の中華石油公社へは90年1月から輸出の予定(KP 紙、12日)。

12日 トカンボジア問題について——帰国後の記者会見でモフタル外相は「カクテル・パーティー案を放棄した」との11日のロイター電を否定、開催地としてジャカルタが適当との見解を示した。また対中関係について、(1)外交代表部がないからといって接触がないわけではない、(2)吳外相とは6回会った、(3)昔と比べてファンダメンタルな変化が見られる、などと述べた(KP 紙、13日など)。

14日 トPNG のボカスイ国防相来訪(~19日)——14日にマルダニ国軍司令官と会談したほか、17日にはマゲランの国軍アカデミーなどを見学。帰国を前に、同国防相は、「PNG 軍はインドネシア軍から国家建設の過程について学ばなければならない」と述べ、両軍の共同軍事演習の可能性も考慮していることを示唆した(KP 紙、22日など)。

15日 トマルダニ国軍司令官、マレーシアを訪問 (~16日) (KP 紙、17日)。

18日 トインドネシア共産党(PKI)の残党について——ヨガ・スガマ国家情報調整庁(Bakin)長官は、「1月にブダペストで開かれた共産主義の会議にインドネシア人35人が参加、彼らは25~40歳の新顔で、PKI の残党が海外に新組織を作っているようだ」と述べた(KP 紙、19日など)。

20日 ト現職閣僚、中国訪問か——20日の NHK ニュースは、インドネシア中央政界に近い消息筋の話として、「マルトノ移住相が休暇の名目で 1987 年 9 月に香港経由で中国に入り、1週間滞在した」と報じた。

22日 ト民間テレビ放送局について——民間テレビ会社

である PT Rajawali Citra Televisi Indonesia (RCTI) のバンバン社長は、「放映時間は1日18時間、1988年12月から89年3月まで1日5時間の試験放送を行なう予定である」と発表(KP紙、23日)。

▶イランのペラヤチ外相来訪(～24日)——1987年のモフタル外相のイラン訪問に対する返礼としての公式訪問(KP紙、23日)。

▶DPR、1982年法律第20号(国軍法)を改正するとともに、軍人法を成立させる(KP紙、23日)。

▶国軍人事——陸軍参謀長にエディ・スドゥラジャト前同副参謀長が就任。同副参謀長にはサハラ・ラジャグク前陸軍戦略予備軍司令官がタバヌリ族として初めての就任(KP紙、23日)。

26日 ▶スハルト大統領、副大統領適格者5条件を明示——ゴルカル会派のスガンディ代表によると、5条件は、(1)パンチャシラと1945年憲法を遵守すること、(2)能力が優れていること、(3)あらゆる社会階層に受け入れられること、(4)社会政治団体に支持されていること、(5)とくに支配的な役割を果たしている社会政治団体に支持されていること、の五つ(KP紙、27日)。

▶オーストラリアのヘイドン外務・商業相来訪(～28日)——モフタル外相との会談の議題は、二国間の政治経済問題、チモール海峡などの地域問題、カンボジア問題など(KP紙、27日)。

27日 ▶トリ・ストリスノ、24日付け大統領布告により新国軍司令官に就任(KP紙、28日)。

▶1988/89年度予算案、DPRを通過(KP紙、29日)。

3月

1日 ▶MPR開催(～11日)——1983年以来5年ぶりの開催で、むこう5年間の国策大綱(GBHN)の決定、正副大統領の選出などが行なわれた。国策大綱の審議では、開発統一党(PPP)がすべての学校教育での宗教教育の実施、村落レベルでの政党組織化の許可などを主張して最終投票を持ち込まれたが、これらの主張は圧倒的大差で否決された。正副大統領選出は11日に行なわれ、大統領にスハルト(再選)、副大統領にゴルカル総裁のスダルモノ(初)がそれぞれ無投票で選ばれた。MPRで採択された決定は、MPR規則の改訂に関する1983年MPR決定1号の改正・補足(1号)、国策大綱(2号)、総選挙(3号)、大統領の責任行為(4号)、国家開発の成功と安定における大統領の責務と権限(5号)の五つ(KP紙、2～12日など)。

5日 ▶対中関係について——国際戦略研究所(CSIS)のユスフ・ワナンディ所長は、(1)むこう5年間のうちに対中外交関係を回復できると楽観的に見ている、(2)スハ

ルト大統領がMPRで行なった演説はそのよいシグナルである、(3)政府高官も国交回復を確信している、(4)高級事務レベル協議を開いて話し合うことは可能、(5)ジャカルタと北京に外交代表部の設置が望ましい、などと述べた(KP紙、7日)。

9日 ▶治安秩序回復司令部の組織替えについて——同司令部のムルダニ司令官は、設立当時に比べ現実とかけ離れてしまったとして、組織替えを示唆した。新組織の名称は未定(KP紙、10日)。

13日 ▶オーストラリアのジャーナリストへのビザ発給禁止措置、解除へ——Australian Associated Press(AAP)のジェイムズ記者によると、インドネシア政府はAAPの特派員に1年間有効のビザを発給した。これまで5週間有効のビジネス・ビザ(JP紙、14日)。

15日 ▶国軍人事——陸軍戦略予備軍(Kostrad)の新司令官にジャヤ陸軍区のスギト司令官が就任。前任のサハラ・ラジャグク陸軍中将是すでに陸軍副参謀長に就任(KP紙、17日)。

17日 ▶国軍人事——第VII陸軍区司令官にマウラニ前陸軍参謀長作戦担当補佐官が就任(KP紙、18日)。前任のフェイザル・タンジョン陸軍少将は22日、バンドンの陸軍士官学校校長に就任。前校長はダルワント労働省次官(KP紙、23日)。

23日 ▶第5次開発内閣任命——同内閣の閣僚名簿の公示は21日。正副大統領以下38閣僚(前内閣より1閣僚ボスト増)の顔ぶれは留任9、ボスト異動10、新任19の構成。「継続と革新」を旗印とした実務型内閣の色彩が強い(KP紙、24日)。これら閣僚のうち、最高検察庁長官および中央銀行総裁は25日に任命(KP紙、26日)。

▶トリ・ストリスノ国軍司令官、アジア兵器博覧会(DSA)出席のためマレーシアのクアラルンプールを訪問(JP紙、26日)。

26日 ▶インドネシア民主党(PDI)内紛——PDI中央執行部は、26日付けで西ジャワ支部の活動停止と8人の党員除名を決定(KP紙、28日)。

29日 ▶国産初のロケットを打ち上げ——Garut県Stas-pro PameungpeukからRX-150、RX-250/150、RX-250/250を打ち上げ(KP紙、31日)。

▶国軍人事——国軍参謀本部社会政治機能担当参謀にハルスディヨノ・ハルタス前同補佐官が就任。前任のスギアルト陸軍中将是移住相へ転出(KP紙、30日)。

30日 ▶政府、1980年大統領布告第10号の廃止と物資調達許可権限の総局長クラスへの委譲を発表——規制緩和政策の一環としての物資流通の円滑化を目指した措置で、4月1日より実施(KP紙、31日)。

4月

4日 トアラタス新外相、ASEAN歴訪(～7日)——同外相は、前外相モフタルの路線を継承することを表明(KP紙、5日など)。

ト商業省とインドネシア商工会議所(KADIN)との協力強化について——シレガル商業相によると、商業省はKADINとの間で3ヵ月ごとに会合を開き、必要ならそれ以外にも特別の会合を開くなどして連絡を密にする(KP紙、7日)。

8日 トルーマニアのチャウシェスク大統領来訪(～10日)——同大統領の訪問は1982年に次ぎ2度目。同大統領はインドネシアの後、オーストラリア、ベトナム、中国を訪問。同大統領と会談したスハルト大統領は10日、「対中国交正常化は、中国側にかかっている」と述べた(KP紙、9日など)。

9日 トESCAP総会に参加する中国の劉述卿外務次官、アラタス外相を表敬訪問し、2時間にわたり会談(KP紙、11日)。

10日 トソ連のロガチエフ外務次官来訪(～16日)——ASEAN歴訪中の同次官は記者会見で、「ASEANの支持を得たインドネシアのカンボジア和平への積極的取り組みをソ連は支持する。カンボジア和平の鍵は中国とベトナムの手にある」と発言(KP紙、11日など)。

11日 ト投資調整庁(BKPM)の新長官にサニヨト前副長官が就任(KP紙、12日)。

トインドネシア、ニカラグアと正式に外交関係を締結——ただし両国大使は常駐せず(KP紙、12日)。

トムルダニ国防保安相、マレーシアを訪問(～12日)——マレーシアのリタウディン国防相が出迎え。12日にはマハティール首相と会談(KP紙、12日)。ムルダニ国防保安相は南沙群島問題に触れ、「東南アジア地域は南沙群島をめぐる中国とベトナムの争いについて過度に心配すべきではない」と述べた(KP紙、13日)。

12日 ト韓国の崔外相来訪、スハルト大統領と会談——同外相は、韓国企業からの投資増を約束。民間＝民間協力の必要を強調(KP紙、13日)。

トペネズエラのジャイム・ルシンチ大統領来訪(～14日)(JP紙、13日)。

13日 ト国軍人事——第VII陸軍区司令官にルスマディ・シッディク前国軍参謀本部領土担当補佐官(陸軍准将)が就任(KP紙、14日)。

トイランジャヤ州知事にバルナバス・スエブ前同州議会議長が就任(KP紙、14日)。

17日 トインドネシア債権国会議(IGGI)のピエト・ブクマン議長来訪(～26日)——18日にはラディウス経済担当

当調整相、26日にはスハルト大統領と会談(KP紙、27日)。

19日 トサルウォ・エディ・ウィボウォ DPR議員、議員の職を辞任——同議員は1987年総選挙で初当選したばかり。辞職について、「理由はまだ公にできない」としている。同議員は、元陸軍特殊戦闘部隊(RPKAD：現在の Kopassus の前身)隊長(KP紙、19日)。

20日 ト預金利子への課税に反対——スカムダニ KADIN会頭は、大量の資本逃避や銀行貸出し金利の上昇を招くとして、政府が検討している預金利子への課税に反対の立場を表明した(KP紙、22日)。

21日 トインドネシア、台北輸入フェアへの参加を決定——イ・台貿易委員会のフディオノ副委員長は、8月26日から9月4日に開催される同フェアに参加するため、KADINのミッションを台湾に派遣すると発表(JP紙、22日)。

ト対中関係について——ムルディオノ国家官房長官は「イ・中両国にすぐに通商代表部を開設する緊急性はまだない。国交がなくても直接貿易はうまくいっている」と述べた(KP紙、23日)。

23日 トBKPM、アメリカへ投資促進ミッションを派遣——26日にはニューヨークで投資セミナーを開催。サニヨト BKPM長官はその成果として、化学、化粧品など米国企業11社がインドネシアへの投資を検討していることを明らかにした(KP紙、29日など)。

24日 ト預金利子への課税について——政府筋は預金利子への課税の検討を行なっていることの説明として、(1)確実な財源の確保と非石油ガス収入の増加が主な理由、(2)利子課税は83年の付加価値税導入に関する法律第7号にも合致、(3)税率は最低税率の15%を適用の予定(通常の所得税率は15, 25, 35%)などを挙げた(KP紙、25日)。また25日、スマルリン蔵相は国立銀行2行の幹部任命式の席上、「政府は預金利子への課税およびTabanas, Taska以外の貯蓄(Tabungan)の創設を目下検討中である」と述べた(KP紙、26日)。

25日 トゴルカル全体会議開催(～5月6日)——議題はゴルカル所属DPR議員の交代、10月開催予定の全国大会など(KP紙、26日など)。

28日 ト共産主義について——スドモ政治・治安担当調整相は、「政権内部に共産主義が浸透している」旨の新聞報道には耳を貸さないよう忠告。ただし「誰が共産主義の浸透について発言したか」については、何も触れなかつた(KP紙、29日)。

30日 トムルダニ外相代理、枝村駐イ大使との間で215億円(1億7230万ルピア)の円借款供与協定に調印(JP紙、5月2日)。

5月

2日 ト日本の国会議員4名、スハルト大統領を表敬訪問——藤波国会議員ら4名は枝村大使とともにスハルト大統領を表敬し、「竹下首相の願いと日本国民の気持ちは一緒」などと述べた(KP紙、3日)。

3日 トオーストラリアのモリソン駐イ大使、スダルモノ副大統領に対し同国訪問を要請(KP紙、3日)。

3日 ト農園労働者の賃金引き上げ——農業相・労働相共同布告により、1988年4月1日に遡って農園労働者の賃金を平均14%引き上げ(KP紙、4日)。

4日 ト米の借り入れ計画報道について——ブスター・アリフィンBulog長官は、「インドネシアはアメリカ合衆国から50万tの米を借り入れる計画である」との報道を否定した(KP紙、5日)。

5日 ト日本の宇野外相来訪(～7日)——7日にはスハルト大統領を表敬訪問。しかし、期待された日本の対インドネシア援助額の具体的な額の明示はなかった(KP紙、6日など)。

6日 トPNGのボカスイ国訪相来訪(～8日)——イランジャヤ州ジャヤプラでムルダニ国防治安相と会談(KP紙、9日など)。

7日 トマルディオノ国家官房長官、大統領夫妻のハラール(ラマダン明けのパーティー)は今年も大統領官邸を市民一般に公開しない、と発表(KP紙、10日)。

10日 ト外務省人事——政治総局長にジョン・ロウハナベシ前駐ベトナム大使が、対外経済関係総局長にブジ・クンタルソノ前在ニューヨーク・インドネシア駐米代表部代表が、それぞれ就任(KP紙、11日)。

11日 ト日本の石油輸入について——ギナンジャール鉱業・エネルギー相は、日本側が石油輸入量を4月の32万b/dから5月は34.4万b/dへ増加することを表明した、と述べた(KP紙、13日)。

12日 トランボン州知事にブジョノ・プラニヨト前イランジャヤ州副知事が就任(KP紙、13日)。

14日 ト日本への石油販売価格について——ブルタミナのラムリ総裁は、「5月分は基本価格(GSP)で行なうが、6月分はOPEC総会の結果を待って決める」と述べた(KP紙、16日)。

ト車両輸出——ハルタルト工業相は、7月に香港へ9台のバスを、同じく7月にイギリスヘフォークリフトを、それぞれ輸出することを明らかにした(KP紙、16日)。

16日 トインドネシアの駐マレーシア大使、ヒマワン・スタント退役陸軍中将からスナルソ・ジャッシュマン退役陸軍少将へ交代(KP紙、16日)。

17日 ト投資誘致ミッションの派遣について——アフマ

ド・アズBKPM副長官によると、今年中に日本、韓国、台湾、香港へ3回、オーストラリア、ECへ2回、アメリカへ1回、それぞれ投資誘致ミッションを派遣する予定(JP紙、19日)。

20日 トムルダニ国防保安相、国家幹部候補養成のための特別教育機関設立を要望——タマンシスクでの講演のなかでこの考えを表明。同国防保安相によると、この機関はエリート養成機関とは異なる。これに対してタマンシスクのキ・スラットマン会長は、「提案自体は非常によいが、非現実的である。國軍アカデミー(AKABRI)のようなものを想定しているのではないか」などと述べた(KP紙、23日)。

22日 トスペインのゴンザレス首相来訪(～24日)(KP紙、23日など)。

24日 トPT Inalumの電力供給量削減——トバ湖からの用水供給量低下のため、1日当り50MWから15MWへ電力供給量を削減した。国営電力公社(PLN)からは何のクレームもないが、周辺住民から抗議の声が出ている(KP紙、25日)。

ト債券発行について——資本市場管理庁(Bapepam)は国営高速道路会社PT Jasa Margaの第6回債券発行(時価総額1100億ルピア)を認可。5月27日から6月7日にかけて750億ルピアを年利17%で売却へ。残り350億ルピアについては未定(KP紙、25日)。

トジャカルタ非公式会議について——アラタス外相は、(1)7月にジャカルタでカンボジア問題に関する非公式会議を開催するが、正式な日時は未定、(2)シアヌークCGDK国家元首は同会議参加に同意した、(3)同会議は「交渉」の場ではない、などと述べた(KP紙、25日)。

26日 トイランのアガザデ石油相来訪——同石油相はスハルト大統領を表敬。またギナンジャール鉱業・エネルギー相は記者会見で、すでに契約済みのサウジアラビア以外に、イランからも特別質の石油を輸入する考えであることを明らかにした(KP紙、27日)。

27日 トベトナム軍5万人のカンボジアからの撤収発表について——アラタス外相は、「もし撤収がカンボジア問題の全面解決努力の一部としてのものならば歓迎する」と述べた(KP紙、28日)。

トECとの間で音楽録音に関する著作権の法的保護合意を承認——5月27日付け大統領布告17号による。これにより、不法とされた音楽カセットテープが著作権料を支払うことによって販売を認められる。マルディオノ国家官房長官によると、同様の合意を7月6日にアメリカとの間で結ぶ予定(KP紙、28日)。

31日 トブルンジとの間で国交締結(KP紙、6月1日)。

6月

1日 ト鉱業・エネルギー省人事——次官にシラライ前陸軍参謀長作戦担当補佐官、監査役にワルドヨ・クスマ前空軍副参謀長、石油ガス総局長にスイトゥノ・パトゥモスキスモ前ブルタミナ生産開発担当理事、がそれぞれ就任した(KP紙、2日)。

3日 トPKIの残党について——スドモ政治・治安担当調整相は、「すべての書類をチェックし直し、PKIの残党について再調査を行なう。注意は必要だが、不安になる必要はない。PKIの残党の状況について何かあれば、治安秩序回復司令部ないし政治・治安担当調整相事務所まで知らせてほしい」と述べた(KP紙、4日)。

7日 トジャカルタ非公式会議へのベトナム参加について——アラス外相は4日、国連軍縮総会で同席したベトナムのグエン・コ・タク外相と90分間にわたり会談(JP紙、6日)。帰国後の記者会見でアラス外相は、「非公式会議にベトナムは参加しよう。どのレベルの高官が出席するかは未定だが、十分位が高く、決定権を持つ人物となろう」と述べた(KP紙、8日)。

9日 トプラムディア著作の小説を発禁——スドモ政治・治安担当調整相およびスカルトン最高検察庁長官は記者会見で、プラムディア・アナンタ・トゥール著作の小説 *Rumah Kaca* を6月8日付け最高検察庁長官布告により発禁処分としたことを明らかにした。理由は「パンチャシラに反する共産主義、マルクス主義の方向を持った部分が随所に見られるため」(KP紙、10日)。

トムルダニ国防治安相、フィリピン、日本、韓国を歴訪。15~16日は東京で開催のアジア太平洋治安問題高官会議に出席(KP紙、10日など)。

13日 トマレーシアのマハティール首相来訪(~14日)——同首相はジョグジャカルタでスハルト大統領と2時間会談。席上同首相は対外債務問題について触れ、「インドネシアやマレーシアのような途上国が、円高を理由として対外債務付加分を支払うよう強制されるのは公正ではない。債務返済の困難は途上国の不正によるのではない」と述べた(KP紙、14日など)。

ト新北スマトラ州知事にシレガル前第Ⅲ陸軍区司令官が就任(KP紙、14日)。

15日 トIGGI会議開催——1988/89年度の援助約束額は40.15億㌦(前年度比27%増)、うち2国間援助は21億7769万㌦(同47.1%増)、国際機関などからの援助は18億3804万㌦(同9.4%増)。日本のIGGIベース援助額は1761億円(14億㌦、前年度比130.7%増)の大増で、このほかに主として構造調整向け特別借款として9億㌦の供与を決めた。IGGIベース以外のものを含めた会議参加国・

機関全体の構造調整向け特別借款は23億6417万㌦に達した(KP紙、16日)。

17日 ト国軍人事——新第Ⅲ陸軍区司令官に、アリー・スデウォ前ジャヤ陸軍区参謀長が就任(KP紙、18日)。

20日 トトリ・ストリスノ国軍司令官、マレーシアを訪問(~22日)(KP紙、21日)。

ト東カリマンタン州知事にアルダンス前副知事が就任(KP紙、21日)。

21日 トボルトガルのソアレス大統領、東チモールについて——同大統領はKP紙とのインタビューに答え、(1)ボルトガルは東チモールをもはや要求はしない、(2)東チモール問題の完全解決やイニシアチブ関係正常化といったきわめて政治的な面については両者間になお見解の相違がある、と述べた(KP紙、24日)。

22日 ト南スラウェシ州知事にアフマド・アミルディン前知事が再任(KP紙、23日)。

27日 ト政府職員の職務監督研修について——サルウォノ行政改革担当国務相は、「第1段階として100人の上級職員(閣僚、知事を含む)の職務監督研修から始め、1988年末には第3段階までの研修を終わらせたい」との意向を表明。参加閣僚らを前にスハルト大統領は、「職務監督を嫌がる必要はない」と述べた(KP紙、28日)。

28日 トゴルカル所属DPR議員、ボルカス(サッカーキー)廃止を求める——ゴルカル会派のラフマト・ヴィトランDPR議員は、「ボルカスは社会や国家規律にマイナスの影響を及ぼしているので、廃止すべきである。そのかわりにタバコ税を引き上げるべきだ」などと述べた(KP紙、28日)。

29日 ト日本の瓦防衛庁長官来訪(~7月1日)——日本の防衛庁長官としては初めての訪問で、ムルダニ国防治安相の招待によるもの。会談後ムルダニ国防治安相は、(1)日本の自衛隊はインドネシアにとって脅威とはならない、(2)瓦長官は日本と東南アジア諸国との間でのシーレーン防衛について特別の協力を要請しなかった、などと発言した(JP紙、7月1日)。またスハルト大統領は、「インドネシアは日本の防衛政策を十分理解している。ただし、円高が一層進行して防衛費がGNP比1%を超える、東南アジア全体の国防費と同程度にまでなってしまう、ということに注意しなければならない」と述べた(KP紙、7月1日)。

30日 トアラス外相、ジャカルタ非公式会議日程について大統領に報告——同外相は報告後、(1)ジャカルタ非公式会議は7月25日から2~3日間ボゴール宮殿で開催する、(2)同会議の招待状はすべて発送した、と述べた(KP紙、7月1日)。

7月

1日 ラタン半製品の輸出を禁止——商業相布告190号により、7月1日からラタン半製品の輸出を全面禁止。この措置は当初1989年1月からの予定だったのを6カ月操り上げて実施したもの(KP紙、2日)。

ベトナムのドアン・クエ人民軍参謀総長、トリ・ストリスノ国軍司令官を表敬訪問(KP紙、2日)。

東ヌサトゥンガラ州知事にヘンドリクス・ヘルナンデス前州議會議長が就任((KP紙、2日))。

4日 第21回 ASEAN 外相会議開催(~5日)——タイのバンコクで開かれた会議で各国外相は、カンボジア4派およびベトナムがジャカルタ非公式会議を支持し、積極的に参加し、解決の努力をしていくよう、強く提案。また ASEAN とベトナムとの仲介役としてのインドネシアのモフタル前外相の役割を評価。アラタス外相は、「ジャカルタ非公式会議は会議であって協議の場ではない」と述べた(KP紙、6日など)。

韓国貿易ミッション來訪、フォーラムを開催——一行は韓国工業機械振興会(Kosami)の郭会長以下13名。4日のフォーラムで韓国側は掘削機械、織維、自動車、鉄鋼、化学、事務機などの分野で専門的な技術移転を行ないたい意向を示し、合弁パートナー獲得に積極的な態度を見せた(KP紙、5日)。

規制緩和について——ラディウス経済調整相は各州知事に対して、各州の規制緩和と脱官僚化の実施状況について報告するよう求めた。また同調整相は「向こう5年間の経済面での最優先事項は規制緩和の継続と監視の強化である」と述べた(KP紙、5日)。

5日 マレーシア国軍との人員交流計画——マレーシアのリタウディン国防相は訪問中のエディ・スドゥラジャト陸軍参謀長に対して、「両国軍間、とくに陸軍間の上級・下級軍人の相互訪問プログラムを一層進めるべきである」と述べた(KP紙、9日)。

6日 ASEAN 拡大外相会議開催(~9日) (KP紙、8日)。

米軍機によるイラン民間機撃墜について——ムルダニ外相代理は、「非常に残念に思う。犠牲者の遺族に心からお悔やみを申し上げる」と述べた(KP紙、7日)。

織維の輸出割当枠について——ハルモコ情報相は、1988年7月から織維・同製品の輸出割当枠をこれまでの前年輸出実績の40%から同75%へ引き上げたことを明らかにした(KP紙、8日)。

9日 米国のシュルツ国務長官來訪(~11日)——同国務長官は10日、ムルダニ国防治安相、トリ・ストリスノ国軍司令官らとゴルフを楽しんだ(KP紙、11日)。スハ

ルト大統領との会談は11日に行なわれ、席上米国務長官は、(1)米国はクメール・ルージュの復活を拒否する、(2)新生カンボジアの指導体制にシアヌークは重要な役割を果たすと信じる、などと述べた。一方イ外務省において、米国との間で二重課税撤廃協定に調印(KP紙、12日)。

11日 シアヌークの CGDK 大統領辞任について——アラタス外相は「理解できるし失望を感じてはいない」と述べ、シアヌークがスハルト大統領へ詫び状を送ってきたこと、その手紙のなかに「シアヌークが7月末にジャカルタを訪問すること」が書かれていたこと、を明らかにした(KP紙、12日)。

12日 賞金付きスポーツ貢献くじ(KSOB)および賞金付き社会貢献証(TSSB)の資金吸い上げ額——スパディオ社会相によると、二つのくじの1988年資金吸い上げ予定額は9624億ダラム(KSOBが3744億ダラム、TSSBが5880億ダラム)で、これは87年販売実績の2212億ダラムの約4倍に当たる(KP紙、13日)。

13日 スハルト大統領、サルウォ・エディ・ウィボウ DPPR議員の辞職を了承(KP紙、14日)。

23日 シアヌーク前 CGDK 大統領、スハルト大統領の私客として來訪(~27日)——空港ではスバルジョ社会調整相が出迎え(KP紙、25日)。

25日 カンボジア問題解決のためのジャカルタ非公式会議開催(~29日)——ジャカルタ郊外のボゴール宮殿にて開催。カンボジア4派、ASEAN 各国、ベトナム、ラオスの代表が初めて一堂に会した。25日にはフン・セン PRK 首相から7項目の提案がなされた。26日にはシンガポールのダナバラン外相、ソン・サン派のソン・サン代表からも提案があった。27日にはカンボジア4派代表がスハルト大統領を表敬訪問した後、シアヌーク前 CGDK 大統領とも会談した。シアヌーク前 CGDK 大統領は独自提案を行なった。会議のなかでの不一致点の主なものは、(1)ボル・ボト派復活阻止のために採られるべき措置について、(2)民族和解政府、国際監視の中身について、(3)カンボジア問題解決についての国際会議の場所と日程について、など。ベトナムのグエン・コ・タク外相は「具体的な項目で合意に至らなかったからといってこの会議が重要でないということはない。カンボジア問題解決について4派間で共通認識に到達したこと自体、意味を持っている」と述べた。会議は予定を1日延長して29日に終了した(KP紙、26~28日など)。

28日 ラタン輸出業者向け低利融資を検討——モイ中銀総裁は、7月1日のラタン半製品輸出禁止措置に続く措置として、ラタン製品輸出業者および生産者に対し、年利9%の低利の輸出クレジットを適用することを検討していることを明らかにした(KP紙、29日)。

8月

2日 プルタミナ、日本向けLPGの初の積み出し——アチエ特別州アルンのプラン・ランチャン港から日本の埠港へ。これは1986年締結の10年契約によるもので、88年中に計8隻分の積み出しを予定(KP紙、3日)。

4日 ゴルカルのアチエ支部大会、支部長にアブドゥラー・ムダ前アチエ地方警察長官を選出(KP紙、5日)。

ト国軍指導者会議開催(~6日)——非45年世代による初めての指導者会議(KP紙、5日など)。

5日 プルタミナ、大阪ガスとLNGの追加売買契約に調印——プルタミナ筋は、大阪ガスとの間で5.5年間に145万㌧のLNG売買契約をすでに結んでいたことを明らかにした(KP紙、6日)。

9日 最高諮問委員会(DPA)の執行部選出——パンガペアン前委員長が留任、副委員長には留任のマクムン・ムロドのほか、3人が新任(KP紙、11日)。

ト3冊の本を発禁処分——スドモ政治・治安担当調整相は、スカルトン最高検察院長官との協議の結果、3日付けで、Pramoedya Ananta Toer著の*Gadis Pantai*など3冊を発禁処分(KP紙、10日)。

10日 大蔵省新税務総局長にマリイ・ムハマド前同省国営企業局長が就任(KP紙、11日)。

11日 韓国、西スマトラ州バダンの高速道路建設用に1300万台のソフト・ローン供与を予定——駐イ韓国大使によると、これは韓国経済開発協力基金(EDCF)が供与する初のソフト・ローン(KP紙、12日)。

12日 国軍人事——第IX陸軍区司令官にシントン・パンジャイタン前バンドン陸軍歩兵装備センター司令官(陸軍少将)が就任(KP紙、13日)。

トPDIのDPR議員11名とMPR議員4名を罷免——スフドMPR/DPR議長が確認。ダルヤントPDI書記長は、「議員資格に欠けるためMPR/DPR執行部に議員交代を申請した」と発言(KP紙、13日)。

13日 会計検査院(Bepeka)人事決まる——9日付け大統領布告220号により、ユスフ長官、マラトン副長官の留任、および5人の新委員が就任(KP紙、15日など)。

トイラン・イラク戦争停戦後の国連平和維持軍にインドネシアから軍人を派遣——ムルダニ国防治安相によると、陸軍戦略予備軍のスタルト中佐をはじめ15名を派遣。16日に出発、イラク領域内に駐留(KP紙、15日)。

14日 東モール訪問のため欧州議会代表団来訪(~20日)——一行は英、西独、仏、オランダから各1名ずつの議員4名で、西独の議員は社民党員(KP紙、15日)。

16日 大統領独立記念日演説——スハルト大統領は第5次開発内閣の基本方針として、(1)国家開発の推進、(2)

国家規律の向上、(3)パンチャシラの啓蒙、(4)積極的な外交政策の実施、(5)1992年総選挙の実施、を挙げた。また第5次五年計画の概要について、(1)年平均成長率目標5%、(2)人口増加率を現在の年2.1%から年1.9%へ、(3)1人当たり国民生産を年平均3.1%ずつ上昇させる、(4)幼児死亡率を現在の62%から50%へ、(5)義務教育期間の延長(6年から9年へ)、(6)債務返済比率を現在の35%から25%へ、などを明らかにした(KP紙、18日など)。

18日 パキスタンの故ジア大統領の葬儀に副大統領らを派遣——スハルト大統領は18日、ジア大統領の死に深く哀悼の意を表明(KP紙、19日)。また20日の葬儀出席のため、スダルモノ副大統領夫妻ら48人がパキスタンへ出発(KP紙、20日)。

トPT Astra Internasional、ベトナム政府と合弁企業設立か——香港発のAFP電によると、同社はホーチミン市にベトナム政府との合弁Indovina International Ltd(本社は香港)を設立(KP紙、19日)。しかしPT Astra Internasionalのアミヌディン涉外担当部長はこの報道を否定(KP紙、20日)。

19日 プルタミナ人事——新プルタミナ総裁にファイサル・アブダウ前プルタミナ財務担当理事が就任。ラムリ前総裁は駐米大使に転出(KP紙、20日)。

20日 陸軍指導者会議開催(KP紙、22日)。

22日 アラタス外相、「ジャカルタ非公式会議で結成された作業部会の第1回会合を10月17日にジャカルタで開催する」と発表(KP紙、23日)。

24日 中ジャワ州知事にイスマイル退役陸軍中将が再任(KP紙、25日)。

トソシロ・スダルマン観光・郵政・通信相、オーストラリアを訪問(~28日)——ブリスベンで開催される88年万国博のインドネシア・デー(25日)に参加のため(KP紙、25日など)。

25日 大統領、10人の大使を任命——駐米大使にラムリ退役少将(前プルタミナ総裁)など(KP紙、26日)。

26日 東ジャワ州知事にスラルゾ前法務省出入国管理総局長(退役中将)が就任(KP紙、27日)。

29日 バリ州知事にイダ・バグス・オカ教授が就任(KP紙、30日)。

30日 西ヌサトゥンガラ州知事にワルシト前第IX陸軍区参謀長(准将)が就任(KP紙、31日)。

31日 政府、石油部門の規制緩和、政府/プルタミナと外国コントラクターとの間の契約条件を変更——ギナシジャール鉱業・エネルギー相は、開発を止めれば2001年に、また現在の開発ベースでは2012年にインドネシアが石油輸入国になると認識。外国コントラクターとの契約10条件のうち6条件を変更(KP紙、9月1日)。

9月

2日 トゴルカル支部長選出——南スマトラ州支部大会はハタ・ムスタファ、ジョグジャカルタ特別州支部大会はハメンクブオノ9世の長男マンクブミ、マルク州支部大会はカロロスをそれぞれ支部長に選出(KP紙、2日)。

3日 ト第9回イ・豪大陸棚協議、ジャカルタで開催(～4日)——両国政府に対し、チモール海域に「協力地帯」を設けるよう提案することで同意(KP紙、5日)。

4日 トゴルカル支部長選出——ジャカルタ首都特別州支部大会は現副知事のバソフィ・スディルマン准将を支部長に選出(KP紙、5日)。

5日 ト治安秩序回復司令部(Kopkamtib)、国家安定強化支援調整庁(Bakorstanas)へ組織替え——5日付け大統領布告29号により治安秩序回復司令部を廃止し、「國家安定の回復・維持のために省庁・機関間の調整を行なう」国家安定強化支援調整庁を新設。ムルダニ国防治安相のKopkamtib司令官兼務を解き、新機関初代長官にトリ・ストリスノ国軍司令官が就任(KP紙、7日)。

6日 トスダルモノ副大統領、ゴルカル総裁再選に意欲——スダルモノ副大統領は、「副大統領がゴルカル総裁に選出されることは禁止されていない」と述べ、10月のゴルカル総裁再選に強い意欲を示した(KP紙、7日)。

7日 トゴルカル支部長選出——東カリマンタン州支部大会はスカエディ退役陸軍大佐、ランボン州支部大会はストモ退役陸軍大佐(再選)、北スマトラ州支部大会はムディオノ陸軍大佐を、それぞれ選出(KP紙、7日)。

ト合板製造業への新規参入を制限——ハルモコ情報相は「供給過剰状態への対応と森林資源保護のため、合板製造業への新会社の参入を今後許可しないことを政府が決定した」ことを明らかにした(KP紙、8日)。

9日 ト豪のペアズレー国防相、インドネシアを非公式訪問——同国防相はムルダニ国防治安相との会談後記者会見し、「豪イ関係は冷静かつ暖かなものであり、現状のままでよい」と発言(KP紙、10日)。

トボルトガル、チモール海域でのイ豪共同の石油開発計画を批判——ボルトガルはこの計画が重大な国際法違反である、との見解を示した(KP紙、13日)。

10日 トゴルカル支部長選出——中ジャワ州支部大会はスバルト同州副知事を支部長に選出(KP紙、10日)。

ト米国へ投資誘致ミッションを派遣——一行はサニヨトBKPM長官を団長とする20名。アトランタ、ジョージア、ボストンなどを訪問(KP紙、12日)。

11日 ト1989年の第9回非同盟諸国首脳会議開催国はユーゴスラビアに——キプロスのニコシアで開催されていた非同盟諸国閣僚会議において、首脳会議開催国として

立候補したインドネシアはもう一つの立候補国ニカラグアとの調整がつかず、そろって立候補を辞退。代わってユーゴスラビアが開催国に決定(KP紙、12日)。アラタス外相は帰国後、インドネシアが92年の第10回同会議開催国に立候補する意向を示した(KP紙、13日)。

12日 ト南スマトラ州知事にバスリ陸軍准将(前駐イラ大使館駐在武官)が就任(KP紙、13日)。

トバリ島ヌサ・ドゥアにイ・日合弁のホテルを建設——国際会議場を隣接させるヌサ・インダ・ホテル建設のための投資額は7500万ドルで、1990年末か91年初めに完成予定。日本側の出資者は日本興業銀行を代表に、トーメンなど(JP紙、13日)。

14日 トゴルカル支部長選出——西ジャワ州支部大会はアグス・ムヒディン陸軍大佐(現西ジャワ州議会国軍会派代表副議長)を支部長に選出(KP紙、15日)。

16日 トハビビ国務相、カナダを訪問(～21日)——科学技術振興に関する意見交換のため(JP紙、17日)。

19日 ト木材チップ、低級製材品の輸出を禁止——シレガル商業相は、9月19日付け商業相布告292号により、9月20日から木材チップ、低級製材品の輸出を禁止すると発表した(KP紙、20日)。

21日 トゴルカル支部長選出——西スマトラ州大会は、パダン教育大学学長ジャミル・バカルを、南スマトラ州支部大会は、アリム・バクリ退役大佐をそれぞれ支部長に選出(KP紙、21日)。

22日 トスハルト大統領、ブルネイのスルタンから1等勲章(Darjah Kerabat Makhota Brunei)を授かる——同勲章を授かった国家元首としては初(JP紙、22日)。

23日 トイ豪関係について——豪のエバンス外相は記者会見のなかで、「豪にとって最優先されるのは南太平洋諸国との関係だ」と述べた(KP紙、28日)。

27日 トスマルリン蔵相、IMF・世銀会議に出席——同蔵相は、通貨調整による債務負担の増大した発展途上国保護のため新返済モデルの必要を主張(KP紙、29日)。

ト旧PKI関係者の摘発——情報省のラフマト・アフィフ監査長官によると、4月1日から8月末までに37人の情報省職員が旧PKIの関係者として摘発され、同時に14人が「まだ共産主義と関わりがない」という身の潔白を行なっていないとして摘発された(KP紙、30日)。

30日 ト西独のコール首相来訪(～10月3日)——ハリム空港ではハビビ国務相が出迎え。同首相は、同日すぐにジョグジャカルタおよびボロブドゥール遺跡へ向かい、10月1日にはバンドンの国営航空機製造会社PT IPTNを訪問した後ジャカルタへ戻り、スハルト大統領、スダルモノ副大統領と会談。その後バリ経由で次の訪問国オーストラリアへ(KP紙、10月1日)。

10月

2日 ト元副大統領のジョグジャカルタ特別州知事スリ・スルタン・ハメンクブオノ9世、米国のジョージ・ワシントン大学病院にて急死(KP紙、4日)。

5日 ト第43回国軍記念式典——式典の席上、スハルト大統領は現在に至る国軍の役割を評価、パンチャシラの堅持などを説き、過去から学ぶ必要を強調。質素な内容で、式典は約1時間余で終了(KP紙、6日)。

ト『ムルデカ』紙に厳重警告——情報省は9月30日付け『ムルデカ』紙に対し、同紙社説の記述が「9月30日運動を記念する」という意味にとられやすい表現だ、などとして厳重に警告(KP紙、6日)。

ト日本向けLNGの追加販売契約調印——ブルタミナは日本の東邦ガスとの間で、9.5年間にわたり80万㌧のLNG追加販売契約を結んだと発表(JP紙、6日)。

6日 ト肥料価格の引き上げと農薬向け補助金の削減——政府は、10月6日より尿素肥料価格をキロ当り135㌦から165㌦へ、などの肥料価格引き上げ、および国内販売用農薬向け補助金比率の小売価格比55%から40%への引き下げを実施(KP紙、7日)。

9日 トイラクから原油輸入——ギナンジャール鉱業・エネルギー相は「来訪中のイラクのシャラビ石油相との会談の結果、カウンター・トレード契約でイラクと3万b/dの原油の買付契約を結ぶ」と述べた(JP紙、11日)。

11日 ト『テンポ』誌に厳重警告——情報省は『テンポ』誌に対し、「10月8日発号に旧PKI傘下の組織会員からの投書を掲載した」として厳重警告(KP紙、12日)。

12日 トイリアンジャヤ沖での英國青年死亡事件について——スハルト大統領は国連総会から帰国したアラタス外相に対し、同事件の真相究明を指示(KP紙、13日)。

17日 ト第1回ジャカルタ非公式議作業委員会、ジャカルタで開催(~19日)——同作業委員会にはクメール・ルージュの代表は参加せず。期待された成果はほとんどなく、1989年1月第2週に第2回ジャカルタ非公式会議を開くことを決定したに留まった(KP紙、18日など)。

ト第20回ASEAN経済閣僚会議、タイのパタヤで開催(~18日)——インドネシアからはラディウス経済調整相を団長に、ハルタルト工業相、シレガル商業相はじめ総局長クラス数人が参加(KP紙、18日など)。

ト旧PKIシンバの摘発——スマトラ北部地域治安秩序回復司令部司令官のアフマド・スジャイ中佐によると、ゴルカル西スマトラ州パヤクンブ市前支部長が旧PKIシンバであったことが9月3日に判明(KP紙、18日)。

18日 トゴルカル総裁選への出馬について——スダルモノ副大統領兼ゴルカル総裁は、「副大統領職とゴルカル

総裁との兼務は重労働なので、副大統領職に専念したい」と述べ、事実上総裁選への出馬を辞退。同時に「旧PKI傘下の青年組織に所属していた」との噂を全面的に否定した。一方ワホノ開発査察長官はKP紙の質問に「総裁選出の覚悟はできている」と答えた(KP紙、19日)。

ト7人の求職者死亡——東ジャワ州事務所の公務員募集で、殺到した群衆のなかの7人が死亡(JP紙、19日)。

20日 ト第4回ゴルカル全国大会開催(~25日)——スハルト大統領は開会のあいさつのなかで、「自由競争に基づく自由主義もナサコム体制もいずれも国民を開発の実現へ向かわせ得るものではない」と述べるとともに、共産主義への警戒を呼びかけた。同大会では、執行部役員の資格などに関する新規約の採択を行なった後、25日、新総裁にワホノ開発査察長官、新幹事長にラフマト・ウェトトラーら中央執行部を選出して閉会した(KP紙、21~26日)。新執行部については「参考資料」を参照)。

トタイのチャーチャーイ首相来訪(~22日)——同首相が8月に就任して以来初の公式訪問。21日にはスハルト大統領と会談。同首相のほか、シッティ外相、チャワリット国軍最高司令官代行らも同行(KP紙、21日など)。

21日 ト旧PKIシンバの摘発——スマトラ南部治安秩序回復司令部司令官のサタル・ジャエラニ中佐によると、ゴルカル南スマトラ州支部執行部役員アフマドがかつてPKIのシンバであったことが判明(KP紙、22日)。

22日 ト豪のエバンス外相来訪(~25日)——同外相は25日、スハルト大統領を表敬。同外相からのオーストラリア訪問要請に対してスハルト大統領は、「時期を見計らってから」と慎重な態度を示した(KP紙、26日)。

27日 ト規制緩和を目的とした10月27日付け政策パッケージ発表——金融、財政、銀行関係の規制緩和を狙った措置で、49の諸規程からなる。おもな内容は、(1)銀行および非銀行金融機関の設立および活動条件の緩和、(2)外国銀行の支店設立および活動条件の緩和と外銀との合弁での銀行設立の認可、(3)国立銀行の資金調達源としとの民間銀行の認可、(4)資本市場育成のための措置として銀行預金利子への一律15%課税の実施(11月14日から)、など(KP紙、28日)。詳細は「参考資料」を参照)。

29日 トオランダのルベルス首相来訪(~11月5日)——公式訪問開始の2日前にジャカルタに到着(KP紙、30日)。31日にはスハルト大統領を表敬訪問。席上同大統領は、1992年に形成されるヨーロッパ統一市場が閉鎖的なものとならないよう求めた。一方ルベルス首相から質問された「2人の旧PKI党員の処刑」という問題について、スハルト大統領はその事實を確認し、処刑がこの時期になされた理由として「改心の機会を与えてきたがそれを拒絶したため」と答えた(KP紙、11月1日)。

11月

1日 東モチールでボーイスカウト全国大会開催（～8日）——開会式にはスハルト大統領夫妻が出席。2日にはイマクラタ・コンセプティオ大聖堂ほか5件のプロジェクトの開所式に出席（KP紙、3日）。

4日 国軍について——スハルト大統領は、「1966年当時のスカルノ大統領失脚は憲法の規定に沿ったもので、国軍のクーデターではない。国軍は今までにクーデターを起こしたことはない」と述べた（KP紙、6日）。

1) NGO 3団体、イリアンジャヤのパルプ工場建設に反対——4日付け Java Pos紙によると、インドネシア環境フォーラム(Walhi)ら3団体は、環境破壊と社会構造変化を引き起こすとして、PT Astra Scott Sellulosaの建設計画の白紙撤回を求めた（JP紙、5日）。

5日 中銀、2民間銀行の手形交換を禁止——モイ中銀総裁によると、この措置は2民間銀行の経営が改善されるまでの一時的措置（KP紙、7日）。

6日 1) PNGのソマレ外相(前首相)来訪——7～9日にメダンで開催されるイ・PNG国境委員会参加のため。また11日ソマレ外相は、イ側が提案した国境警備隊の設立について、「自由パプア運動(OPM)の問題はインドネシア側の問題である」として提案を退けた（JP紙、12日）。7日から第7回イ・PNG国境委員会では、89年1月にPNGがジャヤプラに、同年4月にインドネシアがPNGのバニモに、それぞれ領事館を開設すること、などで合意（KP紙、10日）。

8日 1) 88/89年度上半期財政実績——同期の収入実績は予算比43.8%の12兆6978億ダラム、内訳は石油ガス収入が4兆4350億ダラム、非石油ガス収入が8兆2628億ダラム。税収では所得税収入が予算比36%・前年同期比18.6%増、付加価値税収入が予算比38.5%・前年同期比17.8%増。一方同期の支出実績は予算比43.8%の12兆6947億ダラム（KP紙、8日）。

9日 1) 韓国の盧大統領夫妻来訪（～12日）——一行は126名。盧大統領は9・10日、スハルト大統領と二国間問題、世界経済における保護主義台頭の問題などについて会談し、両国外相を長とする共同委員会の設立、二重関税の不採用などに同意した（KP紙、11日など）。

10日 Bakorstanas事務局を設立して活動を開始——トリ・ストリスノ Bakorstanas長官によると、同事務局は機能上國軍参謀本部敷地に所在する活動ユニットとなる。事務局長にはスディブヨ・ラハルジョ国軍参謀本部国防機能担当参謀が就任（KP紙、11日）。

11日 1) 関係閣僚、PT Inti Indorayon Utamaを視察——北スマトラ州北タバヌリ県のパルプ工場である同社

の森林伐採などの環境破壊をめぐる周辺住民との対立について、スドモ政治治安調整相は、「問題は政治問題となっている。国家安定を脅かす可能性があり、穏便かつ早急に解決しなければならない」と述べた（KP紙、14日）。

12日 1) 12人の豪ジャーナリスト、東チモール訪問（～14日）——12人はカラスカラオ東チモール州知事と会談。会談で同知事は、これまで東チモールに対するインドネシアの立場を批判してきた豪ジャーナリズムの態度を非難、一方豪ジャーナリストたちは、併合後13年間の発展による変化を認めた（KP紙、日13など）。

13日 1) 豪のグラティオン防衛軍参謀長（国軍司令官相当）来訪（～19日）——同参謀長は14日のスハルト大統領との会談で、「オーストラリアはインドネシアを脅威とは考えていない」ことを強調（KP紙、15日）。

14日 1) ゴルカル内部の「身辺浄化」について——ゴルカルのワホノ総裁は、「ゴルカル内部の旧PKI残党分子を摘発することはゴルカル指導部の責務であり、その際軍に協力を要請できる」と述べた（KP紙、15日）。

15日 1) 「豚脂肪混入騒動」報道で3紙を調査——スドモ政治・治安調整相は Pelitaなど3紙について、「原データを誤って報道した可能性がある」として最高検察庁に調査を命じたことを明らかにした（KP紙、16日）。

19日 1) 高速道路開通および石油化学工場開所——ジャカルタ＝チカンペク間の高速道路開通式、11の石油化学工場の開所式にスハルト大統領が出席（KP紙、20日）。

21日 1) 11月21日政策パッケージ発表——同政策パッケージは政府規則3件、大統領布告1件、運輸相・商業相共同布告1件、商業相布告7件、蔵相布告2件、運輸相布告4件の計18件から成る。おもな内容は、(1)海運業に関する規制緩和、(2)プラスチック原料の輸入独占撤廃、(3)生産活動を行なう外資系合弁企業の卸売部門での製品販売認可（KP紙、22日）。詳細は「参考資料」を参照。

1) スポーツくじの改廢——ハルヤティ社会相は、賞金付きスポーツ貢献くじ(KSOB)と賞金付き社会貢献証(TSSB)を89年1月1日をもって廃止し、代わりに賞金付き社会慈善寄付(SDSB)を創設することを明らかにした（KP紙、22日）。

22日 1) ゴルカル中央執行部委員の1人が辞任——ゴルカルのラフマト・ウィトナー幹事長は、10月のゴルカル全国大会で選出された中央執行部委員サルトヨの辞表を18日に受け取ったことを明らかにした（KP紙、23日）。

28日 1) 第18回インドネシア・ジャーナリスト連合(PWI)大会、東カリマンタン州サマリンダで開催（～12月1日）——スハルト大統領が開会を宣言。大会では、『ブリタ・ユダ』紙代表のスゲン・ウィジャ退役陸軍准将を新会長に選出（KP紙、29日など）。

12月

1日 ト農薬向け補助金を89年から廃止——ラディウス経済担当調整相は、89年1月1日より農薬向けの補助金を廃止する、と発表(KP紙、2日)。

2日 トOPEC総会について——ギナンジャール鉱業・エネルギー相は、OPEC加盟国の総生産量1850万b/d、石油価格18\$/bへの回復を目指すというOPEC総会の合意について、「今後の石油価格上昇が可能になった」と評価、16\$/bで組んだ88/89年度予算の達成に楽観的な見方を示した(KP紙、3日)。

3日 トスハルト大統領に金メダル——同大統領は贈呈式で、米国の人団研究所ワーネス所長から、人口抑制に功績があったとして「グローバル・メディア賞」とともに金メダルを贈られた(KP紙、4日)。

5日 ト西ジャワに国家原子力庁放射性廃棄物処理施設開所——西ジャワ州スルポンの科学技術開発センターに開所。開所式に出席したスハルト大統領は、量に限界のある石油に代わるエネルギー資源としての原子力の必要性を強調した(KP紙、6日)。

トPDIの13人のMPR/DPR議員、罷免——11月29日付け大統領布告322号により、PDI会派所属の2人の新MPR議員と11人の新MPR/DPR議員が解職となった(KP紙、6日)。

トインドのナトワル・シン対外問題担当国務相來訪——6日にはアラタス外相と会談、カンボジア問題について意見を交換(KP紙、7日)。

6日 トベトナムのチャン・ホアン情報相來訪(~12日)——8日にはスハルト大統領を表敬訪問。10日にはハルモコ情報相との間で覚え書きが交され、両国的情報・コミュニケーションの面での協力強化を図っていくことで同意(KP紙、14日など)。

8日 ト「身辺浄化」の基準について——トリ・ストリスノ国軍司令官は、「身辺浄化」について「明確な定義・基準ではなく、問題が出てくればケース・バイ・ケースで対応しなければならない」と述べた(KP紙、9日)。

12日 トブルタミナ、石油精製施設2基を建設予定——ブルタミナのアブダウ総裁によると、向こう5年間のブルタミナの計画のなかで2基の石油精製施設を建設予定(KP紙、13日)。

14日 ト12人の新MPR/DPR議員と5人の新MPR議員任命——このなかには先に罷免されたPDIの11人のMPR/DPR議員の後任、国軍会派のイブラヒム・サレー陸軍准将の後任のアツィム・ザヒム陸軍大佐などが含まれている(KP紙、15日)。

15日 トKADIN全国大会開催(~17日)——ジャカルタ

のホテル・ホリゾンで開催。スダルモノ副大統領が開会宣言。大会では、1987年1月のKADIN法成立を受けて国営企業や協同組合の代表も参加。注目の会頭選挙では民間企業の推すプロボステジョ前副会頭と国営企業・協同組合の推すソティオン・アルジャンギ前工業省軽工業総局長の争いとなつたが、結局ソティオン氏を会頭に選出(KP紙、18日など)。

19日 トムルダニ陸軍大将(国防治安相)、退役へ——1987年10月以来退役年齢(55歳)を1年以上延長されてきた56歳のムルダニ陸軍大将は、他の将校たち11人とともに現役を引退し、退役生活へ(KP紙、20日)。

20日 ト12月20日付け政策パッケージ発表——資金調達多角化、資本市場の発展を目的。おもな内容は、(1)ジャカルタ以外にメダン、スマバヤに民間株式市場の開設を認可、(2)リース、ベンチャー・キャピタル、クレジット・カード、消費者金融などの会社設立認可、(3)損害保険、生命保険などの会社設立を認可、など(KP紙、21日)。詳細は「参考資料」を参照)。

23日 トガルーダ・インドネシア、ベトナムのホーチミン市と合併で航空会社設立予定か——ホーチミン市のグエン・コン・アイ副市長は、ベトナム国営のエアー・ベトナムと競争可能な民間航空会社を作るため、ベトナム政府に対して設立許可を要請(UPI/JP紙、23日)。一方ガルーダ・インドネシア筋は26日、この報道を全面的に否定(JP紙、27日)。

24日 ト日本向け石油輸出価格値上げ——ギナンジャール鉱業・エネルギー相は、89年1月の日本向けミナス原油の輸出価格を88年12月の12.5\$/bから20%引き上げて15\$/bとすると発表した(KP紙、26日)。

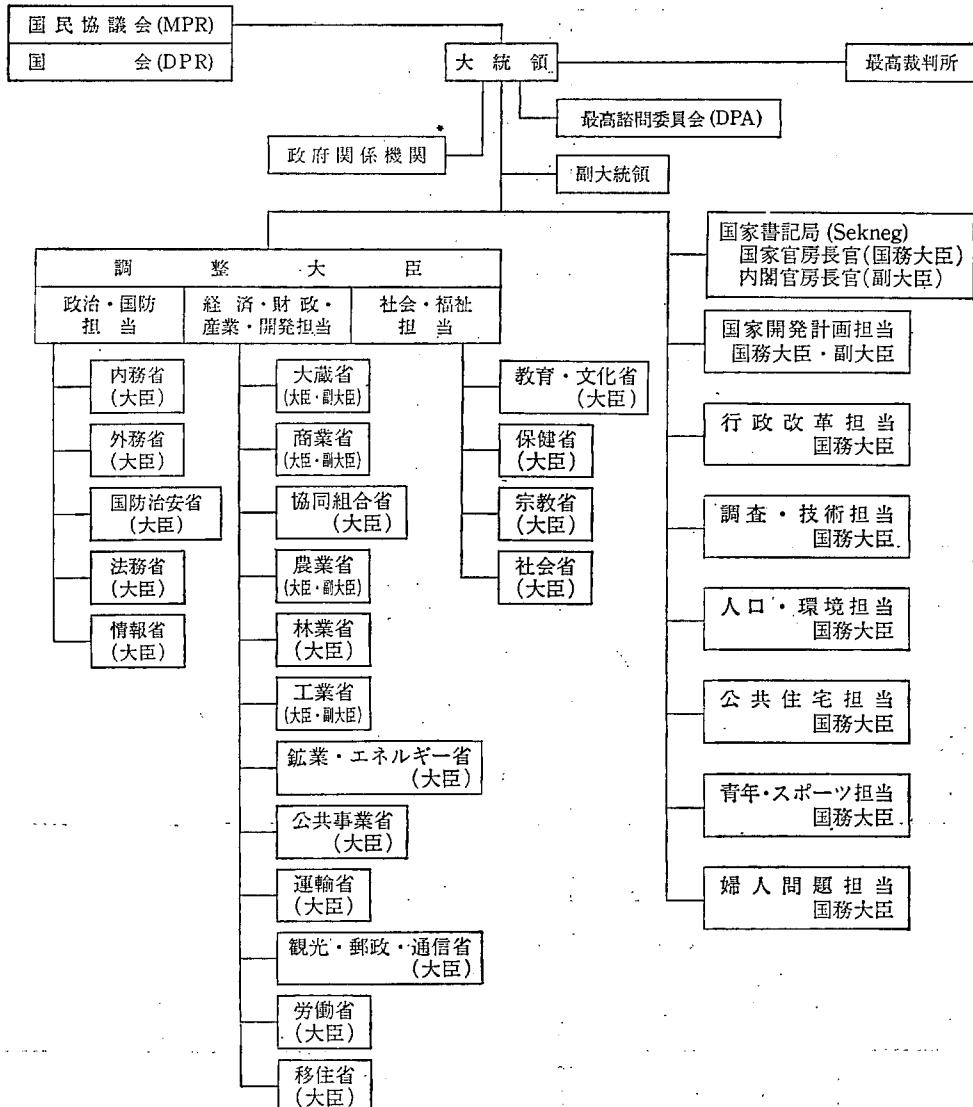
27日 トSDSBの実施見直しを求めてガジャマダ大学講師および同大学学生代表5人、ジョグジャカルタ特別州政府に押しかける(KP紙、28日。11月21日も参照)。

28日 トリオウ州知事にスリプト陸軍少将(DPR国軍会派代表)が就任(KP紙、29日)。

30日 ト自然保護団体、政府を告訴——インドネシア環境フォーラム(Walhi)は、北スマトラ州のPT Inti Indorayon Utamaをめぐって環境問題が生じていることに鑑み、「政府が北スマトラ州の同社に対して、必要な環境調査を行なわずに操業許可を与えた」として、インドネシア法律援助協会(YLBHI)を通じて、政府とPT Inti Indorayon Utamaを告訴した、と発表(KP紙、31日)。

- | | |
|------------------------|--|
| 1 国家行政機構図 | 6 10月27日付け金融・通貨・銀行部門
に関する政策パッケージ |
| 2 第5次開発内閣・国家主要機関
名簿 | 7 11月21日付け商業・工業・農業およ
び海運部門に関する政策パッケージ |
| 3 国軍組織機構図 | 8 12月20日付け資本市場・金融機関部
門に関する政策パッケージ |
| 4 国軍関係主要名簿 | |
| 5 ゴルカル新執行部名簿 | |

1 国家行政機構図(1988年12月現在)

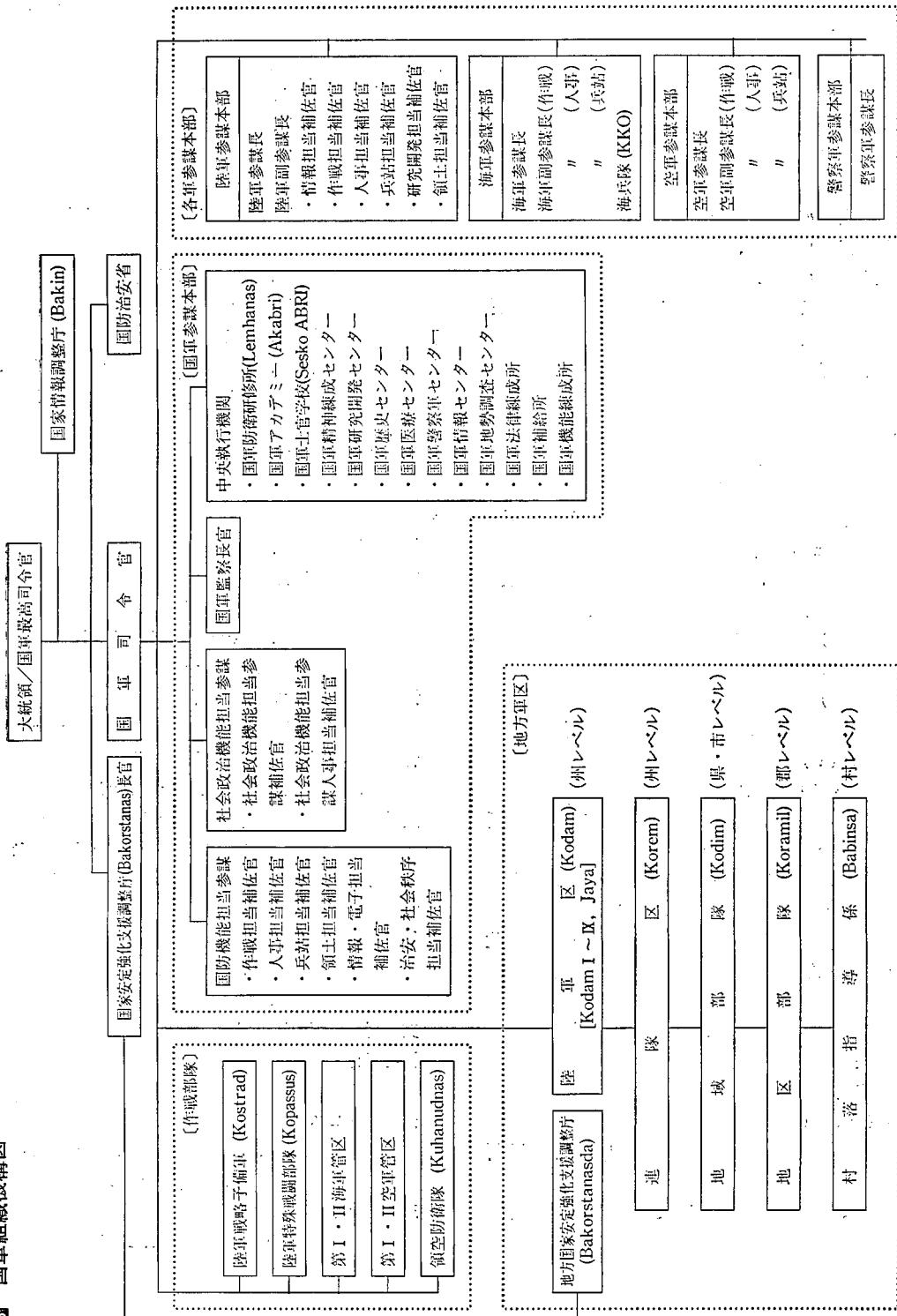


- 行政管理庁(LAN), 工業訓練教育センター(PPLI), 人事院(BAKN), 中央統計局(BPS), 国家開発計画庁(Bappenas), 食糧調達庁(Bulog), インドネシア銀行(BI), 国家原子力庁(BATAN), 通信協議会, インドネシア科学院(LIPI), 投資調整庁(BKPM), 国家家族計画調整庁(BKKBN), 国家航空宇宙庁(LAPAN), 科学技術応用庁(BPPT), 資本市場管理庁(Bapepam), 開発会計検査院(BPKP)などを含む。

② 第5次開発内閣・国家主要機関名簿(1988年3月23日発足。同12月31日現在)

役職	氏名	生年	前職	前任者
大統領 副大統領	Soeharto Sudharmono	1921 1927	留任(退役陸軍大將) 國家官房長官・ゴルカル総裁 (退役陸軍中將)	Umar W.
〔調整大臣〕 政治・治安担当 経済・財政・産業・ 開発担当 社会・福祉担当	Sudomo Radius Prawiro Soepardjo Roestam	1926 1928 1926	労働大臣(退役海軍大將) 大蔵大臣 内務大臣(退役陸軍中將)	Surono Ali Wardana Alamsjah R. P.
内務大臣 外務大臣 国防治安大臣 法務大臣 情報大臣 大蔵大臣 商業大臣 協同組合大臣 農業大臣 林業大臣 工業大臣 鉱業・エネルギー大臣 公共事業大臣 運輸大臣 観光・郵政・通信大臣 労働大臣 移住大臣	Rudini Ali Alatas L. B. Moerdani Ismail Saleh Harmoko J. B. Sumarlin Arifin Siregar Bustanil Arifin Wardoyo Hasjru1 Harahap Hartarto Ginanjar Kartasasmita Radinal Mochtar Azwar Anas Soesilo Soedarman Cosmas Batubara Sugiarto	1929 1932 1932 1926 1939 1932 1934 1925 1933 1931 1932 1941 1930 1931 1928 1938 1936	陸軍參謀長(退役陸軍大將) 国連大使 国軍司令官(退役陸軍大將) 留任(退役陸軍中將) 留任 Bappenas 長官 中銀總裁 留任(退役陸軍中將) 食糧増産担当副大臣 商品作物空産振興担当副大臣 留任 国産品振興担当副大臣(空軍少將) 公共事業省次官 西スマトラ州知事(退役陸軍中將) 駐米大使(退役陸軍中將) 公共住宅担当國務大臣 國軍參謀本部社会政治機能 担当參謀(陸軍中將)	Soepardjo Roestam Mochtar K. Poniman Radius Prawiro Rachmat Saleh Achmad Affandi Soedjarwo Subroto Suyono S. Roesmin Nurjadin Achmad Tahir Sudomo Mardtono
教育・文化大臣 保健大臣 宗教大臣 社会大臣	Fuad Hassan M. Adhyatma Munawir Sjadjali Haryati Subadio	1926 1932 1925 1928	留任 ニニセフ東南アジア地域顧問 留任 教育文化省文化総局長	Suwardjono S. Nani Soedarsono
〔國務大臣〕 国家官房長官 国家開発担当/ Bappenas 長官 調査・技術担当/ BPPT 長官 人口・環境担当 公共住宅担当 青年・スポーツ担当 行政改革担当 婦人問題担当	Moerdiono Saleh Afiff B. J. Habibie Emil Salim Siswono Judo Husodo Akbar Tanjung Sarwono Kusumaatmadja A. Sulaskin Murpratomo	1934 1930 1936 1930 1943 1945 1943 1927	内閣官房長官(陸軍中將) 行政改革担当國務大臣 留任 商工会議所副会頭 ゴルカル副幹事長 ゴルカル幹事長 留任	Sudharmono J. B. Sumarlin Cosmas Batubara Abdul Gafur Saleh Afiff
〔副大臣〕 内閣官房長官 大蔵 商業 工業 農業 国家開発計画	Saadillah Mursjid Nasrudin Sumintapura J. Soedradjat Djiwandono T. Ariwibowo Sjarifudin Baharsjah B. S. Muljana	1937 1938 1938 1933 1936 1931	Bappenas 次官 経済・財政・産業・開発担当 調整大臣補佐 経済・財政・産業・開発担当 調整大臣補佐 国営クラカトウ製鐵會長(現職) 農業省次官 Bappenas 次官	Moerdiono (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)
最高裁判所長官 会計検査院長官 最高検察庁長官 中央銀行総裁 国民協議会/国会 (MPR/DPR)議長 最高諮詢委員会 (DPA)委員長	Ali Said Muhamad Jusuf Sukarton Marmosudjono Adrianus Mooy Kharis Suhud Panggabean	1927 1928 1937 1936 1925 1922	留任(退役陸軍中將) 留任(退役陸軍大將) 国家官房長官補佐(海軍少將) Bappenas 次官 MPR/DPR 副議長(退役陸軍中將) 留任(退役陸軍大將)	Hari Soeharto Arifin Siregar Amirmachmud

3 国軍組織機構図



④ 国軍関係主要名簿(1988年12月現在)

国軍司令官/国家安定強化支援調整庁

(Bakorstanas)長官

Tri Sutrisno 陸軍大将

国軍参謀本部

国防機能担当参謀 Sudibjo Rahardjo 海軍中将
 作戦担当補佐官 I Gde Awet Sara 陸軍少将
 人事担当 " Sudarma 空軍少将
 兵站担当 " W. Rahadi 海軍少将
 領土担当 " Nana Narundana 陸軍少将
 社会政治機能担当参謀 Harsudiono Hartas 陸軍中将
 同 補佐官 Moechtar 陸軍少将
 国軍監察長官 Gatot Soewardi 海軍中将

陸軍

参謀長 Edi Sudradjat 陸軍大将
 副参謀長 Sahala Rajagukguk 陸軍中将
 陸軍戦略予備軍(Kostrad)司令官 Soegito 陸軍少将
 陸軍区(Kodam)司令官
 I(アチエ・北スマトラ) Djoko Promono 陸軍少将
 II(南スマトラ) R. Soenardi 陸軍少将
 III(西ジャワ) Ari Soedewo 陸軍少将
 IV(中ジャワ) Soetiyanan 陸軍少将
 V(東ジャワ) Soegeng Soebroto 陸軍少将
 VI(カリマンタン) Z. A. Maulani 陸軍少将
 VII(スラウェシ) Roesnadi Siddik 陸軍少将
 VIII(マルク・イリアンジャヤ)
 Wismojo Arismoenandar 陸軍少将
 IX(ヌサトゥンガラ) Sinton Panjaitan 陸軍少将
 ジャヤ(ジャカルタ) Suryadi Soedirdja 陸軍少将
 陸軍特殊機動部隊(Kopassus)司令官
 Kuntara 陸軍大佐
 陸軍士官学校校長 Feizal Tanjung 陸軍少将

海軍参謀長 Rudolf Kasenda 海軍大将
 空軍参謀長 Oetomo 空軍大将
 警察軍参謀長 Sanoesi 警察軍大将
 国軍防衛研修所(LEMHANAS)所長
 Soebjakto 陸軍少将
 国軍士官学校(SESKO)校長 Soekarto 陸軍少将
 国軍アカデミー(AKABRI)校長 Soegiatmo 海軍少将

⑤ ゴルカル新執行部(1988~93年)名簿

(1988年10月25日発足)

総裁	Wahono
副総裁	A. E. Manihuruk
	H. Moh. Tarmoedji
	Oetojo Oesman
	Drs. Imam Sudarwo
	Drs. Warsito Reksosoedirdjo
	Ny. Aminah Sugandhi
	M. Sugeng Widjaya
	Drs. Jacob Tobing
幹事長	Ir. Rachmat Witoelar
副幹事長	Ir. Usman Hassan, Audi Mochtar, Dr. Suhadi, Drs. F. Latumahina
会計委員	Eric Samola SH.
副会計委員	Ny. T. S. Darsoyo Ponco Nugro Susilo Sutowo
各部会代表	
総選挙対策部	H. Anang Adenansi, H. Moh. Barier
組織・会員・幹部育成部	Anton Prayitno, Hatta
教育部	H. Basyuni Suriamihardja Drs. Thomas Suyatno
情報・出版・マスメディア部	Zulharmans Said, Agus Tagor
青年部	Ir. Didiet Harryadi Slamet Effendy Yusuf
農業・漁業部	Sartoyo, Suyoto Hardjosutowo
労働部	Baski Achmad, Postam Hutasoit
婦人部	Sri Rejeki, Ny. G. K. Mochdie
宗教部	Omar Mansyur, Kafrawi
知識階層・对外関係部	
	Aulia Rachman
	Ir. Djoko Sudjatmiko
文化部	Irsyad Sudiro, Erwan Sukardja
協同組合・企業部	
	Arnold Baramuli, Imam Taufiq
公共サービス部	
	Ny. Hajjah Taty S. Soemiarso
	Drs. Med. Agung Laksono
環境・エネルギー・天然資源研究開発部	
	Karyanto Danutirto, Dr. Alfian

6 10月27日付け金融・通貨・銀行部門に関する政策パッケージ(概要)

I. 目的

来る第5次五カ年計画において、経済成長の促進、雇用の拡大をはかるために、政府は次の5項目を目的とする金融・通貨・銀行部門の一連の措置を策定する。

1. 資金動員
2. 非石油輸出の促進
3. 銀行および金融機関の効率化
4. 金融政策の運用改善
5. 資本市場の育成

II. 資金動員

1. 銀行の支店開設

(1) 既存の国立銀行、地方開発銀行、民間銀行および協同組合銀行についての、インドネシア全国における支店の開設条件を緩和する。

(2) 開設の条件は、当該銀行の財務状況が過去24カ月良好であるか、あるいは最低20カ月良好であり残りの月が少なくともかなり良好と評価されることである。

(3) 支店の下に補助支店、事務所を設置する場合は、インドネシア銀行への届出のみでよい。

2. 非銀行金融機関の支店開設

(1) 非銀行金融機関はジャカルタ、バンドン、スマラン、スラバヤ、メダン、ウジュン・パンダン、デンパサールの各都市に一支店を開設することができる。

(2) 開設の条件は、当該非銀行金融機関の財務状況が過去24カ月良好であるか、あるいは最低20カ月良好であり、残りの月が少なくともかなり良好と評価されること。

3. 民間銀行の新規設立

(1) 民間あるいは協同組合による普通銀行、開発銀行の設立を再開する。

(2) 開設の条件は、

(i) 民間普通銀行・民間開発銀行の場合は、払込資本金100億 Rp 以上。

(ii) 協同組合普通銀行・協同組合開発銀行の場合は、基本出資金と義務出資金の合計が100億 Rp 以上。

(3) 既存の貯蓄銀行と庶民信用銀行は、上記と同じ条件を満たせば普通銀行あるいは開発銀行に昇格できる。

4. 庶民信用銀行と設立と業務内容

(1) 庶民信用銀行は、首都、州都、市・県庁所在地以外の郡で開設することができる。

(2) 開設の条件は、

(i) 株式会社・地方政府企業の形態をとる場合、払込資本金5000万 Rp 以上。

(ii) 協同組合の形態をとる場合、5000万 Rp 以上。

(3) 庶民信用銀行が同行所在の郡内に支店を設置する場合は、大蔵大臣の認可を要さず最寄りのインドネシア銀行支店への届出のみでよい。

(4) 庶民信用銀行は、当座預金、定期預金、貯蓄性預金を取扱うことができる。信用供与は主に小企業、村落住民向けに行なう。

(5) 現在首都、州都、市・県庁所在地にある庶民信用銀行は、本決定施行後2年以内に普通銀行あるいは開発銀行に昇格するか、郡に移動するかしなければならない。

5. 預金証書(CD)の発行

(1) 従来預金証書の発行を認められていなかった非銀行金融機関は、今後当局の許可を要さず自由に預金証書を発行することができる。

(2) 銀行が預金証書を発行する際も当局の許可は必要ない。

6. 貯蓄性預金の拡大

全ての銀行はTabanasをはじめとする貯蓄性預金を取扱うことができる。

III. 非石油輸出の促進

非石油輸出の促進には、より高度、より広範な銀行部門のサービスが不可欠である。よって、以下の措置を講ずる。

1. 外国為替取扱銀行の拡大

(1) 外国為替取扱銀行となるために必要な条件を、財務に関するもののみに軽減する。すなわち、当該銀行の財務状況が過去24カ月良好であるか、あるいは最低20カ月良好であり残りの月が少なくともかなり良好と評価されこと、および総資産が1000億 Rp 以上であること。

(2) 外国為替取扱銀行の支店は、インドネシア銀行への届出のみにて、自動的に外国為替業務の取扱いを認可。

2. 合弁銀行の設立

合弁銀行の開設に途を開く。設立の条件は以下のとおり。

(1) 1行以上のインドネシアの民間銀行と1行以上の外国銀行との合弁とする。

(2) 合弁に参加する民間銀行は、財務状況が過去24カ月良好であるか、あるいは最低20カ月良好であり残りの月が少なくともかなり良好と評価されなければならない。

(3) 合弁のパートナーとなる外国銀行は次の条件を満たすものとする。

(i) インドネシアに代表事務所をすでに有すること。

(ii) 本国において主要銀行に属すること。

(iii) 本国がインドネシアに対し相互主義をとっていること。

(4) 合弁銀行の払込資本金は500億 Rp 以上であり、インドネシア側の出資比率は15%以上、外国側は85%以下

とする。

(5) 合弁銀行の所在地は、ジャカルタ、バンドン、スマラン、スラバヤ、メダン、ウジュン・パンダン、デンバサールのなかから1カ所を選ぶことができる。

(6) 設立から12カ月後に輸出信用の全信用供与に対する割合が少なくとも50%に達しなければならない。

3. 外国銀行の補助支店開設

(1) 財務状況の良好な既存の外国銀行は、ジャカルタおよび6地方都市、すなわち、バンドン、スマラン、スラバヤ、メダン、ウジュン・パンダン、デンバサールに補助支店を開設することができる。

(2) 補助支店開設から12カ月後に輸出信用の全信用供与に対する割合が少なくとも50%に達しなければならない。

4. スワップ制度の改善

(1) スワップのリファイナンス期間を最長6カ月から最長3年に延長する。

(2) スワップのプレミアムは、市場実勢に基づくものとする。すなわち国内の平均預定期利と、LIBORの差とする。たとえば、1988年9月30日時点では6カ月もの定期預定期利の平均が16.96%，LIBOR(6カ月)が8.69%であるからスワップ・プレミアムは8.27%となる。

(3) 新方式より高いプレミアムで取引を行なった銀行に対しては、インドネシア銀行は新方式によるプレミアムでの再取引に応じる。

5. 両替業務

(1) 両替商の免許の有効期限を従来の1年からを無期限へと改訂する。ただし、違法行為があった場合は無効。

(2) 非外国為替取扱銀行も両替業務を扱うことができる。

(3) 両替業務とは、外国貨幣の売買と旅行用小切手の換金を指す。

V. 銀行および金融機関の効率化

銀行および金融機関の効率性を向上させるために、健全な競争を促す環境作りが必要である。

1. 国営企業・地方政府企業による民間銀行・非銀行金融機関への預金

(1) 国営企業・地方政府企業は全普通銀行、開発銀行、貯蓄銀行、非銀行金融機関に預金することができる。

(2) 上記の預金のうち、民間銀行・金融機関への預金は当該企業の全預金の50%を超えてはならない。

(3) 1民間銀行・金融機関への預金は当該企業の全預金の20%を超えてはならない。

2. 銀行数・支店数の拡大(II, III参照)

3. 信用供与限度

銀行・非銀行金融機関の経営健全化を促すために、債

務者、債務者グループ、株主、経営者に対する銀行・非銀行金融機関からの信用供与限度を、それぞれ以下のように設定する。

(1) 1債務者に対しては当該銀行・非銀行金融機関の自己資本の20%まで。

(2) 1債務者グループに対しては同50%まで。

(3) 当該銀行・非銀行金融機関の株主、あるいはその株主の所有する企業に対しては当該株主の払込資本金の10%まで。

(4) 株主の所有する企業グループに対しては同25%まで。

(5) 当該銀行・非銀行金融機関の株主ではない監査役、あるいはその監査役の所有する企業に対しては自己資本の5%まで。

(6) 株主ではない監査役の所有する企業グループに対しては同15%まで。

(7) 当該銀行・非銀行金融機関の取締役、監査役、株主の親族(直系・傍系の二親等まで)に対しては(5)(6)に準ずる。

V. 金融政策の運用改善

1. 預金支払準備率の引下げ

(1) 銀行の預金支払準備率の下限を総預金(当座預金、定期性預金、および貯蓄性預金)の15%から2%に引き下げる。

(2) 非銀行金融機関についても同様。

2. 公開市場操作

(1) 中銀債務証書(SBI)と銀行引受手形(SBPU)の有効期間を最長7日から最長6カ月に改訂する。

(2) 現在必要に応じて適宜行なっていた中銀債務証書(SBI)の入札を、週1回の定期入札プラス適宜行なう臨時入札とする。

(3) 中央銀行による銀行引受手形(SBPU)の購入と売却はともに入札方式による。

(4) 再割制度に関する細則を改善する。

(5) 従来総預金の15%であったインター・バンク市場からの借入限度を撤廃する。

VI. 資本市場の育成

資本市場の発展を促すため、銀行預金の利子所得と株式・有価証券から発生する所得とに均等に課税する、以下のような税制上の措置が必要である。

1. 預金の利子所得に対する課税

(1) 定期性預金、預金証書の利子所得に対して15%の所得税を課する。

(2) ただし、利子所得を含む課税所得が非課税の対象となる場合、たとえば妻と子供3人の世帯で年間所得288万ルピア以下の場合は、利子所得税の還付を請求するこ

とができる。

(3) 次の預金については、引き続き利子所得税を免除する。

- (i) 貯蓄性預金 Tabanas/Taska
- (ii) 村落貯金プログラム Simpedes
- (iii) 住宅取得用頭金積み立て貯金 TUM-KPR
- (iv) 巡礼用積み立て貯金 TNH
- (v) その他少額貯金プログラム

(4) 預金の源泉については審査を行なわない。(大統領決定1983年68号および政令1988年13号)

2. 資本市場への銀行・非銀行金融機関の参加促進

銀行・非銀行金融機関の増資の際に、既存の株主による新株引受けの他に、株式市場を通じて新株発行を行なう方式を促進する。

■ 11月21日付け商業、工業、農業および海運部門に関する政策パッケージ(概要)

I. 目的

10月27日付規制緩和政策パッケージに続き、国民経済の一層の効率化をはかるために、政府は以下の一連の措置を策定する。

- (1) 輸入規制の改善
- (2) 商業、工業、農業分野の規制緩和
- (3) 輸出向け生産活動の促進
- (4) 海運部門の規制緩和

この政策パッケージは次のような狙いを持っている。

- (1) 雇用創出に広範な影響を持つこと。
- (2) 非石油輸出の増進に向けて投資を刺激すること。
- (3) 国内流通の円滑化および非石油輸出の円滑化を促すこと。

(4) 国内生産の効率化および生産性の向上を促すこと。

まず、プラスチック原料の輸入については輸入規制を行なわないこととする。国内生産されているプラスチック原料に対しては非関税から関税による保護に変え、国内生産されていないプラスチック原料に対しては関税をできる限り低く設定する。

さらに、鉄鋼製品の輸入に関しても、国内産業が未だ幼稚産業の段階にあるために保護の必要な製品を除き、大部分の製品に対する輸入規制を撤廃する。1987年12月24日付けパッケージと合わせ規制解除の対象は鉄鋼製品輸入総額の83%に達する。

また、これまで輸入禁止されていた品目的一部分が関税による保護に置き換えられる。これには化学製品、飲・食料品、繊維製品、農産品・農業加工品などのうち、すでに国産され競争力があり輸出が開始されている製品が

対象となる。

流通部門においても、経済活動を活発化し雇用を拡大し、小売業のより順調かつ平準な発展を促すための、流通円滑化の措置を講ずる。

原材料、半製品、最終製品の流通をより円滑化するため海運会社と流通業者に便宜を与える新規定を策定し、海運業のより急速な成長を促す。

これら一連の政策は、輸出、とくに非石油輸出を増進し、全国民の必需品の流通円滑化に役立つものと期待される。

II. 商業、工業、農業分野の規制緩和

1. 優良輸入業者の育成

これまで輸入承認番号(API: Angka Pengenal Impor)を取得した業者の大部分は良好な活動を行なってきたが、いまだ消費者に損害を与え得る輸入取引を行なっている業者も散見される。

このような事情にかんがみ、本日付け商業大臣決定374号により、一般輸入業者(IU: Importir Umum)の再登録制を導入して輸入規制外の全ての商品を輸入できる優良輸入業者(IU+: Importir Umum Plus)を選定する。優良輸入業者とは、

- (1) 輸入承認番号(API)を取得しており、
- (2) 納税を行ない、
- (3) 現行の法規に反する行為を行なわない、

ものをいう。

再登録は商業省地方事務所長により14日以内に行なわれ1989年1月1日まで全作業を完了させる。

2. 商業営業許可証(SIUP: Surat Izin Usaha Perdagangan)の簡便化

商業に関する許可を簡素化し業者への便宜をはかるため、以下のように商業大臣決定372号を定める。

- (1) SIUPは当該業者の営業活動が続くかぎり有効とする。

(2) SIUPは当該業者の法定住所に基づいて発行されるが、インドネシア全国における国内取引および輸出取引に対し有効である。

3. 輸入承認番号(API)および生産業者の商活動に対する限定輸入承認番号(APIT: Angka Pengenal Impor Terbatas)の簡便化

輸入業者が所得を義務付けられている API は従来5年間有効、当該業者の決定住所における輸入活動にのみ有効であった。

このたび輸入業者の商活動を拡大促進する目的で、商業大臣決定373号により API に関する規定は以下の通り改善される。

- (1) APIは、当該業者が輸入活動を行なうかぎり有効。

(2) インドネシア全国における輸入活動に有効。

同様に、商業大臣決定378号により国内投資企業および外国投資企業を含む生産業者の所有するAPITについても、生産活動を行なうかぎりインドネシア全国にて有効とする。

4. 外国投資企業(PMA: Penanaman Modal Asing)

の販売活動

流通円滑化をはかるため、政府は合弁企業の製品販売に関する規制を緩和する。これまで政令1977年36号によって、合弁企業は地場流通業者を通じて製品を販売しなければならなかったが、本日付け政令1988年19号、および商業大臣決定376号により、合弁企業は地場流通企業を通じて販売するかあるいは流通を行なう合弁企業を新設して販売を行なうことができる。この流通部門における合弁企業は小売業者への販売までを扱うことができる。したがって、小売段階は地場企業のみが認められる。

5. 倉庫業営業許可の簡便化

商業大臣決定377号により、倉庫業営業許可是以下のとおり簡素化される。

- (1) 営業許可是商業省地方事務所長により発行される。
- (2) 営業許可是、当該業者が営業を続けるかぎり有効。

III. 輸入規制の改善

1. 輸入規制の改善

輸入規制の改訂措置のなかで重要な位置を占めるものは、非関税保護を輸入税および輸入付加価値税による保護へ置き換えることである。

輸入規制緩和に関する1987年12月27日付け商業大臣決定333号に代わる本日付け商業大臣決定375号により、数業種の輸入品に対する規制を以下のとおり改善する。

輸入規制を改訂する対象輸入品目は、

- (1) 化学製品(プラスチック、肥料、化粧品)82品目、うち33品目がプラスチック製品
- (2) 鉄鋼製品の一部、30品目
- (3) 飲料・食料品、50品目
- (4) 繊維製品、110品目
- (5) 農産品・農業加工製品、46品目

の合計318品目である。

このうち非関税輸入規制が撤廃されたのは301品目である。1987年の輸入額で計算するとこれは非関税規制された輸入総額の35%にあたる。1986年10月以来の規制緩和で、これで合わせて579品目が輸入規制から外されることになる。すなわち、86年10月商業大臣決定357号で165品目、87年12月商業大臣決定333号で111品目、88年1月に2品目、そして今回が301品目である。

2. 輸入税・輸入付加価値税改訂による国産品の競争力強化

上記の措置と並んで、大蔵大臣決定1160号により、輸出産業における輸入原材料・補助材料・その他投入財のコスト縮減を通じて国内生産者に正当なる保護を与える措置を講ずる。この措置によって、国内製品の国内および国際市場における価格競争力は一層向上する。細目は次のとおり。

- (1) 輸入税・輸入付加価値税の引き下げ86品目
- (2) 特別関税を従価関税へ変更22品目
- (3) 非関税保護から関税保護への移行に伴う輸入税・輸入付加価値税の引き上げ72品目

の合計180品目である。

IV. 輸出向け生産の促進

輸出向け生産を促進するため、大蔵大臣決定1161号により、生産補助機器、とくに製造工程にて使用される成形型、ならびに製品輸出に使用される容器・コンテナなどを輸入する際には輸入税・付加価値税が免除される。

V. 海運業分野の規制緩和

海上輸送業務に関する政令1988年17号、運輸・商業大臣共同決定等により、政府は国内海運業の役割と能力向上、生産者や社会一般に対する海運サービスの向上、そしてそれを通じた国産品の国内および国際市場における競争力の強化を目的とした以下の諸措置を定める。

1. 事業許可

(1) これまでの規定によれば5種類の事業許可が規定されていた。

- | | |
|------------|-----------|
| (i) 外航海運 | (iv) 特殊海運 |
| (ii) 内航海運 | (v) 庶民海運 |
| (iii) 地方海運 | |

これらを今後は次の2種類に簡素化する。

- (i) 国内および国外海運業務
- (ii) 庶民海運業務

(2) 海運会社以外の会社で船舶を所有している場合は上記の事業許可(Izin Usaha)は要らず運航許可(Izin Operasi)のみでよい。これにより工業、観光分野の企業にもそれぞれの事業に沿った保有船の活用機会を与える。

(3) これまでの規制によれば海運会社は事業許可と運航許可を別々に取得する必要があった。今後は運航許可是事業許可に含まれ別途入手する必要はない。

(4) 1976年以来海運会社の新設は閉鎖されてきた。新措置により、工業、鉱業、農業その他諸業種産品の積載量の増加を支援するため、新海運会社への事業許可発行を再開する。

2. 事業資格

- (1) 船舶保有

旧規定では事業許可取得に必要な資格を2隻以上の船舶保有としていたのに対し、新規定では1隻のインドネ

シア船舶の保有または用船へと条件を軽減する。

(2) 用船の自由

新規定により、国内海運会社は、国内輸送サービスに対する需要増加に対応して、リースまたはチャーターによって外国船を内洋航行に利用することができる。

(3) 合弁企業の設立

新規定により、旧規定では禁止されていた国内海運会社と外国海運会社との合弁企業の設立に途を開く。

3. 事業許可の申請

これまで事業許可の申請時に必要であった海運総局管轄機関からの推薦状は新規定では不要となる。さらに、事業許可は申請から平日14日以内に発行されなければならず、申請が却下される場合には却下の理由を添付しなければならない。

4. 運航航路

これまで規定に基づき、政府が毎年各海運会社ごとに以下の5種の運航航路を定めており、航路の変更には許可が必要であった。運航航路は、西海域航路、東海域航路、西から東航路、東から西航路、および海運総局の各地方事務所域内の地方航路から成っていた。

新規定では、運航航路は各海運会社が独自あるいは他社との調整によって定めることができ、航路を変更する際は海運総局へ報告するだけでよい。民間海運会社により運航されない航路は、国営海運会社により運航される。船荷と船腹の需給バランスを調節するため、船荷の積載状況に関する情報を収集管理する任務を商品取引管理庁に与える。

5. インドネシア船による内洋航行(Cabotage)の原則

旧規定は、内洋航行はインドネシア船舶によって行なわれることを定めており、外国船の利用には長い手続きを要する船旗条件免除の許可を取得する必要があった。

新規定でもインドネシア船による内洋航行の原則は堅持される。しかし国内海運会社がリースあるいはチャーターコンtractに基づきインドネシア船旗を掲げた外国船を利用することは認める。この場合通常の事業許可が船旗条件免除の許可をも兼ねるが、海運総局へ外国船用船の旨報告しなければならない。

これにより今後緊急な船腹不足は外国船のチャーターによって補充することが可能になる。

⑧ 12月20日付け資本市場・金融機関部門に関する政策パッケージ(概要)

I. 目的

1988年10月27日付け金融・通貨・銀行部門政策パッケージに続く措置として、政府は資本市場、資金調達機関、

保険会社に関する一連の措置を定める。この政策パッケージは以下の目的を有する。

1. 資本市場の育成
2. 開発のための資金調達源の多様化
3. 国内貯蓄動員

開発への大衆参加を促すためには、商取引並びに投資のための資金調達源を拡充する必要がある。現在投資資金の大部分は銀行部門によって調達されている。しかし開発の進展について、銀行部門だけでは資金需要を賄えなくなってきた。そこで、銀行部門以外の資金源、とりわけ資本市場を育成する措置を講ずる。資本市場の発展は次のような意義を有する。

1. 長期資金の調達源の拡充
2. 生産的投資への大衆の直接参加

資本市場の育成と並んで、投資資金の多様な調達方法を可能にする資金調達機関の育成が必要である。この目的で、リース業、ベンチャー・キャピタル、証券取引の分野での事業設立に途を開く。

貯蓄動員と開発支援の目的で、保険業の育成も必要である。保険業は、大衆資金の動員・増殖の手段であると同時に開発に伴うリスク保障の手段でもある。保険部門における政策パッケージは、損害保険、生命保険、再保険、保険代理店、保険料算定士、保険統計数理士について、企業の新規設立に途を開き既存の諸規制を改善するものである。

政策パッケージは、三つの大統領決定と五つの大蔵大臣決定からなる。

II. 資本市場の育成

1. 民間証券取引所の創設

政府の所有経営する証券取引所の他に、民間による証券取引所の設立に機会を与える。条件は以下のとおり。

- (1) 株式会社の形態をとる。
- (2) 払込資本金は5億以上とする。
- (3) 当該会社の株式は全てインドネシア国籍を有するもののあるいは外国資本を含まない法人によって所有されるものとする。

2. 地方都市での証券取引所の開設

ジャカルタ以外の都市での証券取引所の開設も可能。

3. ジャカルタ証券取引所における証券取引

(1) 従来の株式上場方式に加えて、会社上場方式を採用する。会社上場方式とは、ジャカルタ証券取引所を通じて株式を発行した会社が、授権され払込を完了した残りの株式についてもジャカルタ証券取引所の取引株式として登録できることをいう。

(2) ジャカルタ証券取引所以外の証券取引所における株式発行者はジャカルタ証券取引所にも株式を登録する

ことができる。

(3) インサイダー取引、すなわち、株式発行者の機密に属する情報をを利用して証券取引を行なうことを禁ずる。

(4) 株式発行会社の取締役・監査役が証券取引所を通じて当該会社の株式を購入する場合、証券取引所に上場されている発行株式の10%を限度とする。

III. 開発のための資金調達源の多様化

資金調達機関を育成する政策措置は、リース業、ファクタリング、ベンチャー・キャピタル、証券取引、クレジット・カード、消費者金融の各分野にわたる。

1. リース業における企業設立(民間・協同組合出資、または合弁も可)を再開する。

2. その他の資金調達活動、すなわちファクタリング、ベンチャー・キャピタル、証券取引、クレジット・カード、消費者金融の各分野における株式会社形態での企業新設(民間・協同組合出資、または合弁も可)を認める。

3. 銀行および非銀行金融機関に証券取引、クレジット・カード、ファクタリング、消費者金融の業務を行なうことを認める。

4. 一資金調達機関が二つ以上の資金調達業務を行なうことを認める。

5. 地場企業の資本規模に関する条件は以下のとおり。

(1) リース業あるいはベンチャー・キャピタルに携わる民間・協同組合企業は払込資本金30億^ル以上。

(2) ファクタリング、クレジット・カード、消費者金融、証券取引に携わる民間・協同組合企業は払込資本金20億^ル以上。

(3) 二つ以上の分野を兼ねる民間・協同組合企業は払込資本金50億^ル以上。

6. 合弁企業に対する条件は以下のとおり。

(1) リース業あるいはベンチャー・キャピタルに携わる合弁企業は払込資本金100億^ル以上。

(2) ファクタリング、クレジット・カード、消費者金融、証券取引に携わる合弁企業は払込資本金80億^ル以上。

(3) 二つ以上の分野を兼ねる合弁企業は払込資本金150億^ル以上。

(4) 株式会社の形態をとること。

(5) 外国側の出資比率は85%を上限とする。

7. 地場企業、合弁企業の別にかかわらず、企業設立にかかわる許可方式を一段階に簡素化する。

IV. 国内貯蓄員

この目的にかかわる政策措置には、地場および合弁保険会社(損害保険、生命保険、再保険、保険代理店、保険料算定士、保険統計数理士)に関する措置がある。

1. 地場保険会社

(1) 企業の新設

(i) 企業新設にかかる許可方式を従来の二段階から一段階に簡素化する。

(ii) 株式会社の形態をとり、民間あるいは協同組合によって新設されるものとする。

(2) 払込資本金に関する規定

(i) 損害保険は従来の15億^ル以上から30億^ル以上へ引き上げ。

(ii) 再保険は従来の200億^ル以上から100億^ル以上へ引き下げ。

(iii) 保険代理店は従来の1億^ル以上から5億^ル以上へ引き上げ。

(iv) 損害保険は従来の15億^ル以上から20億^ル以上へ引き上げ。

(v) 保険料算定士および保険統計数理士については資本規定なし。

(3) 生命保険業での保険統計数理士の活用規定

(i) 生命保険商品の販売に許可は必要とせず、生命保険会社はより効率的で顧客に有利な商品を開発する自由を有する。

(ii) ただし各生命保険商品は、保険統計数理士の計算に基づくものであることを保証するため、独立した保険統計数理士の認可を得なければならない。

(4) 生命保険証書に関する規定

生命保険会社は、顧客側の需要に応じてルピア貨あるいは外貨の保険証書を発行する自由を有する。

(5) 支店の設置

支店設置に必要な条件を以下のように軽減する。

(i) 支払い能力規定(solvency margin)を充たしていること。

(ii) 事業開始以来1年以上経過していること。

(iii) 保険専門の従業員を有すること。

2. 合弁保険会社

既存の合弁保険会社に加えて、合弁保険会社の新規設立に途を開く。設立に必要な条件は以下のとおり。

(1) 株式会社の形態をとる。

(2) 外国側の出資比率は80%を上限とする。

(3) 出資比率については現地化規定に沿うものとする。

(4) インドネシア側出資者は、過去2年間支払い能力規定を充たしている保険会社とする。

(5) 外国側出資者は、事業開始以来5年以上経過している健全かつ評判の良い保険会社とする。

(6) 払込資本金に関する規定は以下のとおり。

損害保険150億^ル。再保険300億^ル。保険代理店30億^ル。生命保険45億^ル(従来どおり)。

主要統計 インドネシア 1988年

第1表 国内総生産 (GDP)

第2表 支出国民所得

第3表 主要農産物生産状況

第4表 主要鉱産物生産状況

第5表 主要工業生産指数

第6表 主要商品輸出額

第7表 主要品目別輸出入額

第8表 主要相手国別輸出入額

第9表 國際收支

第10表 通貨供給

第11表 新規外国投資部門別許可状況

第12表 拡張外国投資部門別許可状況

第13表 新規外国投資国・地域別許可状況

第14表 拡張外国投資国・地域別許可状況

第15表 外国政府借款

第16表 物価指数

第17表 国家歳入

第18表 国家歳出

(使用記号: — 該当なし, … 不明, 0 ゼロ・極少)

対米為替レート (1米ドル=ルピア)

年	1970	1975	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
ルピア	362.83	415.00	626.99	631.76	661.42	909.26	1,025.94	1,110.58	1,282.56	1,643.8	1,685.7

第1表 国内総生産 (GDP)

(単位: 10億ルピア)

	名目市場価格				1983年不変価格			
	1984	1985	1986 ¹⁾	1987 ²⁾	1984	1985	1986 ¹⁾	1987 ²⁾
1. 農業・林業・漁業	20,333.9	22,413.2	24,695.9	29,208.2	18,431.1	19,209.0	19,707.4	20,230.4
1.1. 食用作物	12,606.0	13,760.8	14,965.9	17,647.1	11,598.7	11,894.6	12,187.2	12,419.4
1.2. 小農園商品作物	2,738.7	2,978.5	3,503.1	4,138.7	2,349.3	2,575.7	2,590.4	2,702.7
1.3. 大農園商品作物	593.0	714.6	633.2	859.3	445.5	510.8	561.8	534.0
1.4. 畜産・畜産品	2,084.1	2,427.0	2,637.2	3,003.5	1,890.1	2,036.5	2,062.1	2,102.7
1.5. 林業	939.0	938.0	1,000.6	1,310.4	894.4	850.7	888.7	987.6
1.6. 漁業	1,373.1	1,594.3	1,955.9	2,249.2	1,253.1	1,340.7	1,417.2	1,484.0
2. 鉱業	15,985.8	15,403.6	10,274.1	15,044.6	14,788.7	13,980.5	14,629.7	14,090.6
3. 製造業	11,081.6	12,903.8	13,584.7	15,952.0	9,770.3	10,678.2	11,181.5	12,053.6
4. 電力・ガス・水道	655.2	781.3	907.6	1,018.5	550.3	594.9	645.9	715.2
5. 建設業	4,756.8	5,301.8	5,313.7	6,087.4	4,393.8	4,508.0	4,609.0	4,802.9
6. 商業	13,973.5	14,697.5	16,284.0	19,251.8	12,159.7	12,456.1	12,996.0	13,773.8
7. 連輸・通信	5,112.5	6,050.5	6,408.0	7,406.4	4,442.4	4,481.8	4,630.6	4,848.1
8. 金融	2,691.8	2,802.4	3,281.4	4,000.6	2,422.3	2,430.6	2,565.0	2,678.6
9. 不動産	2,275.9	2,443.0	2,631.6	2,901.2	2,072.3	2,145.2	2,220.8	2,298.9
10. 行政・国防	6,469.9	7,925.1	8,307.3	8,911.8	5,996.7	6,455.1	6,862.1	7,366.1
11. その他サービス	3,717.9	3,998.6	4,134.8	4,737.0	3,116.8	3,180.2	3,270.2	3,448.9
国内総生産(GDP)	87,054.8	94,720.8	95,823.1	114,518.5	78,144.4	80,119.6	83,318.2	86,307.1
同成長率(%)	8.1	8.8	1.2	19.5	6.0	2.5	4.0	3.6

(注) 1) 修正値。2) 暫定値。

(出所) 中央統計局, *Pendapatan Nasional Indonesia 1984-1987*.

第2表 支出国民所得

(単位: 10億ルピア)

	名目市場価格				1983年不変価格			
	1984	1985	1986 ¹⁾	1987 ²⁾	1984	1985	1986 ¹⁾	1987 ²⁾
1. 民間消費支出	51,398.9	56,857.9	60,591.0	69,438.7	46,898.3	48,040.9	49,637.8	52,115.5
2. 政府消費支出	9,121.5	10,893.1	11,328.7	11,763.5	8,353.0	8,991.2	9,241.3	9,225.7
3. 総固定資本形成	19,625.2	19,618.3	20,805.7	24,615.7	17,847.5	16,768.1	17,333.5	18,101.6
4. 在庫変動 ³⁾	2,551.5	5,517.9	2,799.9	5,538.0	1,027.3	4,400.1	4,266.9	3,425.1
5. 輸出	22,984.9	21,671.1	21,165.2	29,776.2	20,562.6	18,915.1	21,636.5	22,950.6
6. 輸入(-)	18,627.2	19,837.5	20,867.4	26,613.6	16,544.3	16,995.8	18,797.8	19,511.4
7. 国内総生産(GDP)	87,054.8	94,720.8	95,823.1	114,518.5	78,144.4	80,119.6	83,318.2	86,307.1
8. 海外要素所得(純)	-4,168.2	-3,932.0	-4,052.6	-6,038.9	-3,702.1	-3,580.4	-3,650.7	-4,428.0
9. 国民総生産(GNP)	82,886.6	90,788.8	91,770.5	108,479.6	74,442.3	76,539.2	79,667.5	81,879.1
10. 間接税(-)	1,295.6	2,869.4	5,208.8	4,835.6	1,157.7	2,426.9	4,529.0	3,624.2
11. 資本減耗引当(-)	4,321.6	4,702.2	4,756.8	5,684.9	3,879.2	3,977.3	4,136.1	4,284.4
12. 国民所得(NNP)	77,269.4	83,217.2	81,804.9	97,959.1	69,405.4	70,135.0	71,002.4	73,970.5

(注) 1) 修正値。2) 暫定値。3) 国内総生産(GDP)と支出部分の合計(民間消費支出+政府消費支出+総固定資本形成+輸出-輸入)との残差額。

(出所) 第1表に同じ。

第3表 主要農産物生産状況

(単位: 1,000トン)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986 (修正値)	1987 (暫定値)
米(精米)	22,286	22,837	24,006	25,932	26,542	27,014	27,453
メイズ	4,509	3,235	5,087	5,288	4,330	5,920	5,093
キャッサバ	13,301	12,988	12,103	14,167	14,037	13,312	14,479
ココナツ	1,046	900	1,007	1,033	1,055	1,109	1,132
パーム油	748	884	982	1,147	1,243	1,350	1,411
ココア	1,812	1,718	1,607	1,750	1,920	2,114	2,002
コーヒー	295	281	305	315	311	339	357
茶	110	94	110	126	127	136	157
さとうきび	1,700	1,627	1,628	1,810	1,899	1,894	2,128
木材(1,000m ³)	15,954	9,340	24,180	27,716	24,277	27,403	31,089

(出所) Lampiran Pidato Kenegaraan Presiden Republik Indonesia, 1988年8月16日, 表VI-1。

第4表 主要鉱産物生産状況

	単位	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987 (暫定値)
原油	1,000バレル	584,838	488,189	490,503	516,990	483,768	507,228	475,902
天然ガス	1,000 Mcf.	1,123,720	1,111,928	1,186,362	1,506,714	1,578,012	1,628,860	1,680,559
スズ	1,000トン	35.4	33.8	26.6	23.2	21.6	24.0	25.9
石炭	" トン	350,350	480,987	648,240	1,468,154	1,491,652	1,725,356*	1,729,884*
ニッケル	" トン	1,543,219	1,640,922	1,278,031	1,066,816	955,876	1,533,094	1,936,576

(注) *民間企業による生産を含まず。

(出所) 中央統計局, Statistik Indonesia 1987.

第5表 主要工業生産指数

(1975=100)

		1983	1984	1985	1986	1987	1988*
乳酒	製品(4)	261	220	207	197	212	214
丁子	入りタバコ(20)	143	107	119	125	141	150
タバコ	(13)	196	225	246	266	296	323
織	糸(20)	120	117	97	85	74	77
織	布(ジュートを除く)(193)	114	124	110	115	125	125
バニ	テイツク(10)	121	125	127	131	154	172
ニ	ツテイツング(32)	106	115	99	101	109	92
は	きも	82	80	84	89	64	72
合	の板(14)	153	179	173	173	176	203
製	紙(6)	153	438	418	387	429	557
基	板(8)	438	129	164	182	205	629
肥	紙(13)	129	132	147	149	154	181
塗	料(3)	132	560	706	849	930	927
マ	料(7)	560	147	164	189	199	180
タ	チ(7)	147	291	323	388	395	474
イ	ヤ・チユープ(12)	291	300	300	311	329	356
ラ	ス・同製品(17)	300	227	247	249	244	348
ガ	メン	227	566	616	686	767	806
セ	ト鋼(15)	566	1,147	1,165	1,158	1,359	1,423
鉄	設用資材(24)	1,147	203	198	214	218	252
建	電池(12)	203	328	316	343	358	393
乾	響機器(16)	328	351	279	243	217	208
音	自動車組立・製造(17)	351	198	179	183	211	233
自	オートバイ・三輪車組立・製造(5)	198	130	92	100	128	117
動	合	130	226	240	258	275	290
車							296

(注) 数字は各年の四半期平均。かっこ内は対象企業数。*第1四半期、第2四半期の平均値かつ暫定値。

(出所) 中央統計局, Indikator Ekonomi, 1988年11月号。

第6表 主要商品輸出額

(単位: 100万米 ドル)

	1985	1986	1987	1988 ¹⁾		1985	1986	1987	1988*
原 油	8,251.4	4,593.3	5,040.6	3,026.2	バーム油	166.2	112.9	143.6	155.5
石 油 製 品	831.9	907.7	1,116.5	701.7	コーヒー	556.2	818.4	535.4	357.8
L N G	3,634.6	2,775.6	2,399.1	1,995.5	茶	149.1	99.1	118.9	81.2
ス ズ ²⁾	246.5	153.3	159.3	119.0	合 板	824.7	1,002.4	1,759.3	1,353.5
ゴ ム ³⁾	718.4	725.8	987.2	830.2	電 気 製 品	144.0	97.7	56.7	55.4

(注) 1) 1~8月。2) 鉱石と金属を両方含む。3) 天然ゴムと加工品を両方含む。

(出所) 第5表に同じ。

第7表 主要品目別輸出入額

(単位: 100万米 ドル)

輸 出	1985	1986	1987	1988*	輸 入	1985	1986	1987	1988*
1. 一 次 産 品	16,133	11,925	12,643	9,186	1. 消 費 財	381	448	461	329
食 品・飲 料	1,853	2,011	2,054	1,628	食 品・飲 料	92	104	118	107
原 料	1,112	1,143	1,582	1,265	燃 料	91	74	80	36
肥料・金属・鉱物	1,285	327	336	406	非 工 業 向 け	5	7	2	1
燃 料	12,378	8,097	8,259	5,553	輸 送 機 器				
非 鉄 金 属	506	347	412	334	そ の 他	193	263	261	185
2. 非 一 次 産 品	2,423	2,851	4,218	3,538	2. 原 材 料	8,163	8,364	9,474	6,778
鐵 鋼	34	68	189	154	食 品・飲 料	500	494	568	486
化 学 材 料	590	473	579	398	原 料	4,521	4,556	5,261	3,882
準 輸 工 業 品	1,018	1,253	2,173	1,747	資 本 財 向 け 部 品	1,372	1,255	1,565	1,076
送 機 器	344	66	65	89	輸 送 機 器 向 け 部 品	655	1,095	1,097	730
他 工 業 製 品					3. 資 本 財	1,719	1,906	2,436	1,613
織 布・布 地	240	307	469	432	工 業 向 け 輸 送 機 器	179	188	135	53
縫 製 品	339	522	596	484	乘 用 車	0	1	1	0
そ の 他 消 費 財	448	162	148	234	そ の 他	1,540	1,718	2,299	1,560
3. そ の 他	31	29	275	209	合 計	10,262	10,718	12,512	8,719
合 計	18,587	14,805	17,136	12,933					

(注) * 1~8月。

(出所) 第5表に同じ。

第8表 主要相手国別輸出入額

(単位: 100万米 ドル)

輸 出					輸 入				
1985	1986	1987	1988*		1985	1986	1987	1988*	
8,593.5	6,644.1	7,393.3	5,560.0	日 本	2,644.1	3,128.2	3,596.2	2,207.4	
4,040.2	2,901.5	3,348.6	2,097.9	ア メ リ カ	1,720.9	1,482.4	1,416.6	1,144.9	
254.9	334.2	361.1	283.4	西 ド イ ツ	677.1	719.1	836.0	601.3	
191.4	196.6	212.4	229.6	イ ギ リ ス	300.4	341.7	325.4	220.4	
70.6	92.9	101.8	102.6	フ ラ ン ス	284.4	280.7	392.0	350.2	
149.2	158.6	309.8	215.1	オ ー スト ラ リ ア	460.5	413.4	462.7	372.8	
1,625.6	1,238.9	1,449.2	1,097.2	シ ン ガ ポ ー ル	839.1	968.8	1,084.7	1,003.0	
198.6	108.3	70.6	48.2	フ ィ リ ピ ン	23.0	28.2	82.7	20.5	
81.4	83.0	87.2	90.9	タ イ	47.9	72.1	75.4	67.1	
76.6	82.3	93.8	118.8	マ レ ー シ ア	52.4	50.4	138.9	156.0	

(注) * 1~8月。

(出所) 第5表に同じ。

第9表 國際収支

(単位: 100万米ドル)

	1983	1984	1985	1986	1987	1987/88	1988/89 ¹⁾	1989/90 ²⁾
経常収支	-6,442	-1,970	-1,950	-4,099	-2,468	-1,707	-1,941	-2,436
貿易収支	963	5,707	5,822	2,458	4,496	5,391	4,904	4,927
輸出 f.o.b	18,689	20,574	18,527	14,396	17,206	18,343	18,703	20,265
(うち石油・LNG)	(13,696)	(14,979)	(12,549)	(7,740)	(8,571)	(8,841)	(7,478)	(7,245)
輸入 f.o.b	-17,726	-15,047	-12,705	-11,938	-12,710	-12,952	-13,799	-15,338
サービス収支	-7,405	-7,677	-7,772	-6,557	-6,964	-7,098	-6,845	-7,363
運輸・旅行(純)	-2,422	-2,016	-1,717	-1,454	-1,177			
投資利益(純)	-3,612	-4,061	-3,311	-3,211	-3,654			
政府関係(純)	-73	-61	-125	-125	-128			
その他(純)	-1,298	-1,539	-2,619	-1,767	-2,005			
資本収支	6,602	3,622	1,807	4,365	3,652	3,235	2,238	3,311
民間(純)	1,826	757	68	1,291	1,548	1,709	1,056	1,010
政府(純)	4,776	2,865	1,739	3,074	2,104	1,526	1,182	2,301
誤差・脱漏	494	-709	238	-810	26	57	-473	0
総合収支	654	943	95	-544	1,210	1,585	-176	875
資金移動	-654	-943	-95	544	-1,210	-1,585	176	-875
I M F	163	-6	-7	-10	-14			
短期負債	1	1	—	—	—			
短期資産	-818	-938	-88	554	-1,196			

(注) 1) 実績推計。2) 計画値。

(出所) 1983~87年は Bank Indonesia, *Indonesian Financial Statistics*, 1988年12月号。1987/88~1989/90年度(会計年度4月~3月)は, *Nota Keuangan 1989/90*.

第10表 通貨供給

(単位: 10億ルピア)

	1983.12	1984.12	1985.12	1986.6	1986.12	1987.6	1987.12	1988.8
現金通貨	3,333	3,712	4,440	4,833	5,338	5,624	5,338	6,004
銀行保有現金	370	508	696	732	786	722	807	880
預金通貨	4,236	4,869	5,664	5,522	6,339	5,964	6,903	6,954
中央銀行	59	52	104	116	211	58	127	58
外国為替銀行	3,158	3,571	4,063	3,906	4,623	4,276	4,946	4,777
外国銀行	234	287	298	295	287	322	325	374
その他商業銀行	319	358	527	612	654	751	859	922
開発銀行	466	601	672	593	564	557	646	823
通貨供給	7,569	8,581	10,104	10,355	11,677	11,588	12,241	12,958

(出所) Bank Indonesia, *Indonesian Financial Statistics*, 1988年12月号。

第 11 表 新規外国投資部門別許可状況（会計年度 4 月～3 月）

(単位：100万米ドル)

		1984/85		1985/86		1986/87		1987/88	
		件 数	投資許可額						
1. 農業	業	1	2.6	3	4.4	9	105.4	2	107.6
2. 林業	業	—	—	—	—	1	1.0	—	—
3. 漁業	業	1	13.9	2	11.1	3	8.2	4	91.9
4. 鉱業	業	—	—	—	—	41	...	60	...
5. 食品業	業	—	—	2	27.4	2	16.6	6	59.7
6. 織維工業	業	2	6.9	1	4.8	—	—	12	68.2
7. 木材工業	業	—	—	1	11.0	1	4.8	9	33.4
8. 製紙業	業	—	—	—	—	1	55.0	1	4.7
9. 化学工業	業	8	84.7	7	255.7	10	267.2	15	1,190.8
10. 非鉄金属工業	業	—	—	—	—	1	12.0	1	100.0
11. 基礎金属工業	業	2	650.7	2	8.8	2	38.0	1	1.6
12. 金属工業	業	9	111.3	12	129.6	6	32.0	15	69.6
13. その他工業	業	1	1.0	—	—	1	3.0	1	1.1
14. 建設業	業	4	22.4	12	143.7	11	66.0	3	4.3
15. 商業	業	—	—	—	—	—	—	—	—
16. ホテル業	業	2	84.0	—	—	—	—	10	355.0
17. 運輸業	業	1	4.2	—	—	1	15.0	1	212.0
18. 通信業	業	7	66.5	—	—	—	—	—	—
19. その他サービス業	業	—	—	1	28.8	10	60.6	14	87.2
合計		38	982.7	43	625.3	100	684.8	155	2,387.1

(出所) 第3表に同じ(ただし表III-5)。

第 12 表 拡張外国投資部門別許可状況（会計年度 4 月～3 月）

(単位：100万米ドル)

		1984/85		1985/86		1986/87		1987/88	
		件 数	投資許可額						
1. 農業	業	—	—	3	4.7	6	27.3	4	12.3
2. 林業	業	—	—	—	—	1	1.1	2	3.6
3. 漁業	業	1	11.9	—	—	—	—	—	—
4. 鉱業	業	—	—	—	—	—	—	—	—
5. 食品業	業	5	77.3	—	—	2	14.1	1	0.4
6. 織維工業	業	1	0.2	1	2.0	5	20.6	16	98.5
7. 木材工業	業	1	8.5	1	0.2	2	14.4	7	31.2
8. 製紙業	業	—	—	—	—	1	18.0	3	284.0
9. 化学工業	業	10	82.1	6	40.0	18	56.0	11	93.3
10. 非鉄金属工業	業	1	4.6	1	6.5	1	15.3	4	120.0
11. 基礎金属工業	業	—	—	—	—	—	—	3	6.2
12. 金属工業	業	13	111.6	15	167.1	12	34.5	13	31.3
13. その他工業	業	2	6.7	—	—	1	15.0	—	—
14. 建設業	業	1	1.2	4	9.3	—	—	—	—
15. ホテル業	業	—	—	—	—	1	55.0	—	—
16. 運輸業	業	—	—	—	—	—	—	1	1.0
17. その他サービス業	業	—	—	—	—	1	4.5	—	—
合計		35	304.1	31	229.8	51	275.8	65	681.6

(出所) 第3表に同じ(ただし表III-6)。

第13表 新規外国投資国・地域別許可状況(会計年度4月~3月)

(単位:100万米ドル)

	1984/85		1985/86		1986/87		1987/88	
	件数	投資許可額	件数	投資許可額	件数	投資許可額	件数	投資許可額
1. アメリカ	7	68.5	8	74.0	11	137.7	8	54.0
2. カナダ	—	—	—	—	—	—	25	265.9
3. 日本	5	51.6	8	53.6	8	248.9	9	31.4
4. 韓国	—	—	2	48.7	—	—	14	186.8
5. 香港	6	608.3	3	49.6	2	7.8	3	5.9
6. 台湾	—	—	—	—	—	—	1	1.0
7. シンガポール	1	4.2	—	—	10	32.5	1	2.8
8. マレーシア	—	—	—	—	1	2.5	—	—
9. フィリピン	—	—	1	2.8	2	...	42	41.4
10. インド	—	—	1	190.0	—	—	2	44.3
11. オーストラリア	—	—	2	35.9	25	23.8	7	358.4
12. ベルギー	—	—	—	—	—	—	8	1,279.1
13. デンマーク	—	—	—	—	—	—	14	54.5
14. フランス	3	8.3	4	36.3	1	1.2	—	—
15. イタリア	—	—	—	—	—	—	—	—
16. オランダ	7	22.7	1	3.1	6	32.8	4	6.9
17. 西ドイツ	1	1.0	1	53.8	2	17.5	5	21.1
18. イギリス	5	154.1	3	15.0	8	32.5	1	5.5
19. スイス	2	21.2	—	—	2	12.5	1	5.8
20. パナマ	—	—	—	—	2	20.0	2	3.2
21. 複数国	1	42.8	4	14.0	13	19.8	1	15.9
22. その他	—	—	5	48.5	7	94.9	7	3.2
合計	38	982.7	43	625.3	100	684.4	155	2,387.1

(出所) 第3表に同じ(ただし表III-9)。

第14表 拡張外国投資国・地域別許可状況(会計年度4月~3月)

(単位:100万米ドル)

	1984/85		1985/86		1986/87		1987/88	
	件数	投資許可額	件数	投資許可額	件数	投資許可額	件数	投資許可額
1. アメリカ	2	26.3	6	64.8	4	19.6	2	5.3
2. 日本	16	88.9	12	122.6	16	87.6	23	286.9
3. 韓国	1	9.9	—	—	1	12.0	5	22.8
4. 香港	4	48.4	1	0.2	3	2.4	13	73.8
5. 台湾	—	—	—	—	2	18.5	2	246.0
6. シンガポール	—	—	—	—	2	57.4	2	3.5
7. フィリピン	1	0.2	—	—	—	—	—	—
8. インド	1	1.3	—	—	—	—	—	—
9. オーストラリア	2	18.9	1	0.2	2	1.7	2	1.7
10. ベルギー	1	—	1	4.6	—	—	1	1.5
11. フランス	2	3.1	1	1.5	1	5.0	—	—
12. オランダ	1	19.6	2	1.9	4	7.8	1	—
13. 西ドイツ	4	30.0	2	27.4	2	0.8	—	—
14. イギリス	—	—	5	6.6	5	15.9	6	7.2
15. スイス	1	54.0	—	—	—	—	—	—
16. パナマ	—	—	—	—	2	8.6	2	6.5
17. デンマーク	—	—	—	—	—	—	1	0.7
18. 複数国	1	3.5	—	—	5	23.3	4	26.0
19. その他	—	—	—	—	2	15.2	—	—
合計	37	304.1	31	229.8	51	275.8	64*	681.6

(注) *第12表と数値が異なるが、原資料のまま。

(出所) 第3表に同じ(ただし表III-10)。

第15表 外国政府借款(協定ベース)

(単位:100万米ドル)

	1983/84	1984/85	1985/86	1986/87	1987/88 ¹⁾
1. ソフトローン	2,245.1	2,506.4	2,473.9	3,856.2	3,294.3
アメリカ	106.5	135.0	100.0	86.0	190.0
オーストラリア	40.7	39.9	30.6	32.5	27.9
オーストリア	—	—	—	6.4	7.7
オランダ	59.6	53.2	48.2	71.0	112.9
ベルギー	6.9	6.4	4.8	7.7	—
ブルネイ	—	—	—	—	100.0
ブティンラン	—	—	—	2.4	1.6
フィギタリ	—	32.5	19.3	67.6	212.4
日本	279.3	321.3	303.3	1,378.6	606.8
西ドイツ	—	37.5	29.4	22.2	72.9
カナダ	32.4	30.9	29.3	38.8	31.8
クウェート	—	—	—	23.9	—
ラオス	52.2	51.2	38.5	—	190.0
サウジアラビア	—	—	—	77.6	—
ニュージーランド	—	—	1.6	2.0	—
スベイ	—	—	—	12.0	18.0
スイス	—	4.1	5.5	8.4	11.5
A D A / I B R D	400.0	500.0	550.0	500.0	500.0
I D A / I B R D	1,200.0	1,200.0	1,200.0	1,400.0	1,100.0
I E D B C	—	—	—	8.2	—
U N D P	16.0	14.0	20.0	14.2	17.5
I F A D , U N I C E F	39.0	38.0	36.4	27.0	30.0
U N F P A	12.5	12.4	27.0	23.4	23.4
W F P P	—	—	—	2.8	3.4
2. セミソフトローン、プロジェクト商業借款 ²⁾	905.0	1,278.3	951.7	500.0	609.9
アメリカ	252.0	201.2	117.2	14.8	39.7
オーストラリア	—	42.0	—	—	28.8
オーストリア	2.7	35.6	3.9	—	18.1
オランダ	26.8	40.0	106.7	30.1	59.1
ベルギー	—	—	29.9	—	—
フィンラン	—	—	—	14.5	50.0
フィギタリ	114.0	133.9	169.0	80.9	49.2
日本	393.9	610.6	368.4	241.8	259.6
西ドイツ	54.7	114.1	98.2	89.4	82.0
カナダ	12.0	20.2	24.8	—	—
フランス	44.5	72.4	33.6	28.5	23.4
アイス	4.4	8.3	—	—	—
3. 現金借款 ³⁾	1,378.5	1,864.2	1,864.2	560.6	830.3
合 計	4,528.6	4,579.1	5,289.8	4,916.8	4,734.5

(注) 1) 暫定値。2) 輸出信用を含む。3) 起債およびシンジケートローンからなる。

(出所) 第3表に同じ(ただし表V-12)。

第16表 物価指数

A 消費者物価指数	1986	1987	1988	B 卸売物価指数	1986	1987	1988
食 料	247.81	275.12	320.07	農業(44品目)	128	145	166
住 宅	295.31	311.53	335.35	鉱業(6品目)	125	132	145
衣 料	236.41	263.70	280.02	製造業(140品目)	123	143	158
そ の 他	264.81	291.76	307.38	輸入(53品目)	129	160	165
				輸出(38品目)	85	120	129
総 合	262.88	287.27	317.56	総合(281品目)	116	142	154

A (注) 1986, 87年は年平均値。1988年は年末値。1977.4~1978.3=100。全国17都市。

(出所) 中央統計局, Statistik Indonesia 1987, および Weekly Report (Bank Indonesia, 1989年1月12日)。

B (注) 1986, 87年は年平均値。1988年は9月の値。1983=100。

(出所) 中央統計局, Indikator Ekonomi, 1988年11月号。

第17表 国家歳入(会計年度4月~3月)

(単位:10億ルピア)

	1986/87		1987/88		1988/89	1989/90
	予 算	実 績	予 算	実 績	予 算	予 算
A 経 常 歳 入	17,833	16,141	17,236	20,803	21,803	25,250
I 石油・天然ガス部門	9,739	6,338	6,939	10,047	8,856	7,900
1. 石 油	8,146	5,264	5,978	8,720	7,775	6,703
2. 天 然 ガ ス	1,593	1,074	961	1,327	1,081	1,197
II 非石油・天然ガス部門	8,094	9,803	10,298	10,756	12,947	17,350
1. 所 得 税	2,881	2,271	3,316	2,663	3,762	4,948
2. 付加価値税・ 奢侈品販売税	2,143	2,900	3,546	3,390	4,788	5,831
3. 輸 入 税	580	960	662	938	1,068	1,421
4. 物 品 税	1,055	1,056	1,076	1,106	1,332	1,487
5. 輸 出 税	79	79	71	184	144	160
6. 土 地・建 物 税	284	190	274	223	322	639
7. そ の 他 の 税 収	119	190	190	275	272	425
8. 税 外 収 入	954	1,147	1,049	1,977	1,259	2,048
9. 石油製品販売収入	—	1,010	114	—	—	393
B 開 発 歳 入	3,589	5,752	5,547	6,158	7,161	11,325
1. プロ グラム 援 助	81	1,958	121	728	1,163	1,799
2. プロ ジェクト 援 助	3,508	3,795	5,426	5,430	5,998	9,526
合 計	21,422	21,893	22,783	26,961	28,964	36,575

(出所) Nota Keuangan 1989/90, および Bank Indonesia, Indonesian Financial Statistics, 1988年10月号。

第18表 国家歳出(会計年度4月~3月)

(単位:10億ルピア)

	1986/87		1987/88		1988/89	1989/90
	予 算	実 績	予 算	実 績	予 算	予 算
A 経 常 歳 出	13,126	13,559	15,027	17,482	20,066	23,445
I 人 件 費	4,213	4,311	4,317	4,617	4,816	5,967
1. 米 の 現 物 供 与	483	406	483	451	483	616
2. 給 与・年 金	3,211	3,330	3,276	3,561	3,739	4,608
3. 食 費	313	288	315	291	323	371
4. そ の 他 国 内 人 件 費	117	177	118	176	141	207
5. 国 外 人 件 費	89	110	125	130	131	165
II 物 件 費	1,367	1,366	1,175	1,329	1,333	1,477
1. 国 内 物 件 費	1,297	1,293	1,086	1,239	1,222	1,345
2. 国 外 物 件 費	70	73	89	90	111	132
III 地 方 補 助 金	2,640	2,650	2,649	2,816	2,893	3,594
IV 債 務 返 済	4,223	5,058	6,805	8,205	10,648	12,237
1. 国 内	40	—	40	39	40	149
2. 国 外	4,183	5,058	6,765	8,166	10,608	12,088
V 食 粧 備 蓄 費	417	29	—	—	—	—
VI そ の 他	266	145	80	515	376	171
B 開 発 歳 出	8,296	8,332	7,757	9,477	8,898	13,130
1. ル ピ ア 支 出	4,788	4,537	2,331	4,047	2,900	3,604
2. プロ ジェクト 援 助	3,508	3,795	5,426	5,430	5,998	9,526
合 計	21,422	21,891	22,783	26,959	28,964	36,575

(出所) 第17表に同じ。